特　記　仕　様　書【電　気　設　備】

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　塩穴団地２棟解体ほか工事

2．工事場所　堺市堺区協和町5丁481番地１

3．建物概要

建物名称	構　造	階 数	消防法施行令別表第一	備　考

4．工事種目（●印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外 / 工事種目						屋　外
電灯設備	○	○	○	○	○	○
動力設備	○	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
呼出設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
弱電設備	○	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○	●
構内通信線路	○	○	○	○	○	●

5．工　事　内　容　（下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。）

（屋外）	
構内配電線路	仮囲いに照明器具及び配線を設置する。
	解体工事に伴う配管配線撤去、新設を行う。
構内通信線路	解体工事に伴う配管配線撤去を行う。

6．特　記　事　項

Ⅱ．工事仕様書

（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1．一般仕様

（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版)並びに公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和４年版）による。（参考資料：電気設備工事監理指針（令和４年版））

（２）　経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。

（３）　機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（１）一般事項　**特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。**

1.施工調査
・本工事施工にあたっては、事前に現場を充分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立った事前調査を行い監督員に報告する。
なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2.工事用表示板

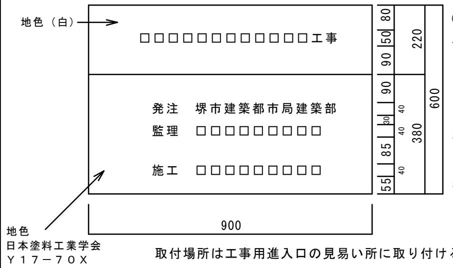

（注）
1．発注監理が同一の場合は　発注 監理　堺市建築都市局建築部　と記入する。
2．常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。
3．亜鉛鉄板製とし桟木を裏打ちし補強する。

取付場所は工事用進入口の見易い所に取り付けること。

3.道路交通の安全対策
・１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）により、搬出入を行う場合は、監督員に報告し、運搬経路について協議を行うこと。
・道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、予算価格が６，０００万円以上の工事で使用する１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）については、下記の通り、工事用車両幕を作成し取り付けること。
なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

【工事用車両幕の仕様】
・寸　　法：縦５４０mm×横８００mm程度
・材　　質：ターポリン
・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
・装着枚数：１枚
・装着場所：ダンプトラックの前面
・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの４カ所を紐で結ぶ
・そ の 他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

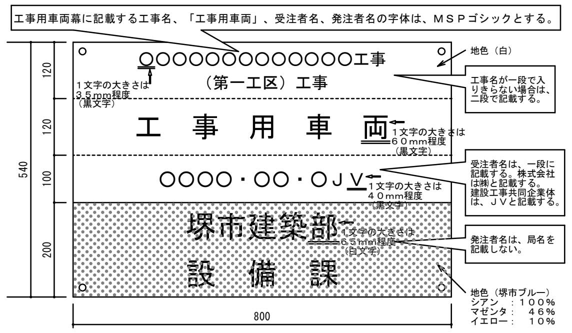

4.安全対策
・安全巡視員　（警備会社による）　○常駐　　人　　　○スポット延べ　　人
・交通誘導員Ａ（警備会社による）　○常駐　　人　　　○スポット延べ　　人
・交通誘導員Ｂ（警備会社による）　○常駐　　人　　　○スポット延べ　　人
・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5.仮設備
・仮設備項目（○受変電　　○発電機　　○給水ポンプ　　○排水ポンプ　　○　　　）
・仮設期間　（○図面による　　○　　　　）

6.工事用仮設物
・すべて受注者の負担とし、構内につくることが（　●できる。　　○できない。）

7.工事用電力 水・その他
・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
・受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

8.設備機材等 （グリーン購入法）
・本工事に使用する機材は、（一社）公共建築協会「設備機材等評価名簿」または、「建設物価」「積算資料」等の刊行物掲載製作所から選定するものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。
・図面中の[ｸﾞ]印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。
・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にて極力採用すること。

9.工事の下請け及び原材料の購入について
・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

10.化学物質を発散させる設備材料等の使用制限
・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記（１）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第３種のものとして下記（２）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
（１）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるＪＡＳ規格品とする。
（２）国土交通省告示１１１５号（平成１４年１２月２６日）で示されているもの。

11-1.発生材の処理等
・発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。
・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との２者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。
・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ	奥村組土木興業(株)堺ﾘｻｲｸﾙ工場	堺市堺区大浜西町５
アスファルトガラ		
木　材		
建設発生土		

・原則、建設発生土の搬出先については、上記の処理施設とする。
なお、受け入れ条件等により提示する施設と異なる場合においては、監督員と協議するものとする。

11-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）の適用について
・発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。
・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
（　本工事は、　○適用する　　○適用しない　　●元請けの適用区分による　）

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）
１、分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	1､造成等	造成等の工事 □ 有　　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	2､基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	3､上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	4､屋根	屋根の工事 □ 有　　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	5､建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　　□ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	6､その他（　　）	その他の工事 □ 有　　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注１）　適用となる事項の □ にチェックする。
（注２）　工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

12.本工事での特別管理産業廃棄物等
・本工事で撤去等の作業を行う特別管理産業廃棄物等（●有　　○無し）
種類：○アスベスト含有建材等　○PCB含有機器　●蛍光ランプ処理　○フロン類等の処理　○

（アスベスト処理）
・工事箇所にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

（PCB処理）
・本工事で撤去する機器については、事前にPCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。
また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
（ ○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。　　○分析済み。）
・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき産業廃棄物として適切な処理を行うこと。
・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。
監督員指定場所：（ ○現況場所に保管。　○構内指定場所に保管。　○構外搬出し指定場所に保管。）

（蛍光ランプ処理）
・蛍光ランプ及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。

（イオン化式感知器）
・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。

（フロン類等の処理）
・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正な処理を行うこと。
・ブライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。
・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。

（六ふっ化硫黄ガス）
・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

（その他の処理）
・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

13.建設発生土の処分
・●構内指定場所に敷きならし　○構内指定場所にたい積　○構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設）
・本工事における建設発生土の処分地名称については、「発生材の処理等」に記載の表による。

14.埋戻し
・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mm（排水管については100mm）から上部100mm以上の範囲を
○根切り土の中の良質土　　○山砂の類　　にて埋戻しのこと。

15.障害物発見時の処置
・工事に伴い障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。

16.騒音、振動の防止
・「低騒音型、低振動型　建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。
・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、２日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

17.耐震施工
・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。
（１）設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。）
設計用水平震度　　　　（注）（　　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

設置場所	機器種別	○特定の施設（○甲類・○乙類）		● 一般施設（乙類）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上・塔屋	機　器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
１階及び地下階	機　器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む）

（２）設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
（３）上層階の定義は、下記による。
６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上は上層４階
（４）給湯設備の転倒防止措置
満水時の質量が１５ｋｇを超える給湯設備は、平成２４年国土交通省告示第１４４７号に適合する転倒防止措置を行うこと。

18.あと施工アンカー
施工確認試験（引張試験機による引張試験）：○行う（　　　　）　●行わない
・引張試験機による引張試験については、次による。
（１）試験本数については、アンカー種類・径、施工本数、施工場所、施工時間等を総合的に検討し、監督員と協議を行い決定する。
（２）試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は、確認強度を有する場合を合格とする。
（３）確認強度については、監督員と協議を行い決定する。
（４）不合格となった場合については、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承認を受ける。

19.風圧力に対する性能
・建築基準法施行令第８７条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。
なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。　○太陽光発電設備　○雷保護設備　●ポール

20.施工条件
・本工事の改修工事区分　●全館無人改修　○執務並行改修
・本工事は、工事現場の週休２日の確保に取り組むことを指定した発注者指定方式の週休２日制対象工事である。
週休２日の実施については、入札公告日時点の「堺市建築都市局建築部週休２日制工事実施要領」に基づくこととし、４週８休以上の達成にあたって、１週２休（原則として土曜、日曜）を確保できるよう努めること。
・本工事の適用区分　　●月単位　　○通期
・停電や断水、施設利用者と交錯するなどの施設運営に影響がある作業を行う際は、施設運営に支障を来さない日時で行うものとする。
・作業については土曜・日曜・祝日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、前項の施設運営に支障を来すなどのやむを得ない場合はその限りでなく、監督員と協議を行うものとする。）
・施工時間は原則として、午前８時から午後６時までとする。
・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。

21.工事実績データーの作成・登録について
・受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が５００万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から１０日以内(土･日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

22.建設業退職金共済制度の履行
・受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」）の主旨を理解し、建退共に該当する場合は同制度に加入し、「建退共掛金収納書届」を工事請負契約締結後原則１ケ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後４０日以内）に、発注者に提出しなければならない。
また、建退共制度対象労働者を雇用した場合については、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。
・受注者は、工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

23.施工体制台帳及び施工体系の義務化
・発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。
・施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。
施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人（産業廃棄物及び警備業者等）においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこと。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
・受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

24.施工図等の作成について
・施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。

25.施工中の安全確保について
・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。

26.火災保険について
・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。
また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
被保険者：堺市長　、　保険期間：工期プラス１ヶ月　、　保険金額：部分払いするときの出来高金額以上
・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

27.その他の保険について
・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
第三者に与えた損害の補償　　：請負業者賠償責任保険
従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険

28.墜落による危険の防止
・受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。
使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の規定に従い、器具を適切に使用すること。
高さが2m以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業（※ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。

29.法定福利費について
・受注者は契約後、１４日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。

30.中間技術検査
・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
本工事は、中間技術検査の　○対象　○対象外　●元請けの適用区分による
「堺市建設工事低入札価格調査実施要領」による調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合、技術検査を１回追加で受けなければならない。（対象外の場合は検査回数が１回となる。）

31.工事写真
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領（最新版）・「工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編」及び「工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編」による。

32.デジタル工事写真の小黒板情報電子化
・受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「小黒板情報電子化承諾願い」を提出し、監督員の承諾を受けること。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化で使用可能な対象機器及び小黒板情報の電子的記入方法・取扱い・写真の納品等については「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（堺市建築部ＨＰ掲載）によるものとする。

33.完成図等
・施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原図をＡ２に縮小しＡ３版背貼製本（表紙文字印刷））を２部提出すること。又、完成図原図も提出すること。
・施設毎に機器完成図をＡ４版チューブファイル（表紙文字印刷）を２部提出すること。
・保全に関する資料(施設管理者が保守を行っていく上で必要な事項をまとめたもの)として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。
・主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等）　・物品引渡書
・装置、機器の取扱い説明書　・運転指導（資料に基づく説明も行う。）
・主要機器の連絡先　・官公署届出書類控、検査済証
・その他保守上に必要な図書等

34.電子データの提出等
・完成図をTIFFデーターに変換し、目次をEXCELデーターにて作成し、CD-RまたはCD-RWにて提出のこと。

35.提出用保管箱
・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。

36.著作権等
・本工事にて取得する施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

37.公共事業労務費調査
・本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

38.引渡し及び管理責任
・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

39.現場代理人・技術者の専任期間等
・監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

＜２０２５．５＞新営・改修編

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	電気設備工事　特記仕様書（１）		
Ａ３縮尺	ー	Ａ１縮尺	ー
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０１

原寸図　0　25　50　75

項　目	特　記　事　項
（２）電気共通事項	特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。
1．電線	・特記なきものは、EM-IEとする。
2．電線類	・原則としてEMケーブルを使用する。（規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成
	されたものとする。）
3．ケーブル接続	・ポリエチレン絶縁ケーブル又は架橋ポリエチレン絶縁ケーブルのシースを剥ぎ取った後の絶縁体に、直射
	日光又は紫外線が当るおそれのある場合は、自己融着テープ又は収縮チューブ等を使用して、紫外線対策
	を施す。
4．電線管	・電線管表示（１９）～（７５）で特記なき場合は、下記とする。
	屋内：ねじなし電線管　　屋外：薄鋼電線管（電柱等への立上げはポリエチレンライニング鋼管）
	但し、薄鋼電線管以上の肉厚を有し、防水カップリングを使用する場合は、屋外でも使用可能とする。
5．塗装	・露出配管およびボックス類は塗装を行うものとする。（ 機械室、ＰＳ内の塗装は不要）
6．電線本数・管路等	・分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側配線経路は、電線太さ、本数及び管径等は監督員の承諾を受けて変
	更できる。
7．呼び線	・長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、１．２ｍｍ以上の被覆鉄線を挿入すること。
8．ボックス	・ＰＦ管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。但し、ＬＧＳ仕様の界壁に使用する場合は、
	その耐火レベルに応じた鋼製ボックスを使用すること。
9．支持金物及び	・特記なき場合、屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ピット、スラブ下埋設配管にて使用する
ブルボックス	支持架台は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。また、同様の場所にて使用するボルト、ナット、
	ワッシャー、ビス、吊ボルト等もステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。
	・屋内外を問わず、蓋に用いるビスは十字穴付き六角ビスとする。
	・天井面並びに、2m以上の高所に取付けるボックスの蓋には、ワイヤー等の落下防止措置を行うこと。
	（高さ基準はブルボックスの下端とし、機械室、PS内は除く）
	・ｼｰﾙ材は変成ｼﾘｺﾝｼｰﾘﾝｸﾞ材（MS-2）を使用すること。(壁面に取付ける場合は下面を除く三方ｼｰﾙとする。)
10．支持金物等の	・電線管をサドルで支持する場合は、両サドルを使用し、容易に手の届く場所に取付けるハンガーレール等
養生等	は、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。また配管を支持する部材は、スプリング式又はバン
	ド式支持とする。
	なお、万一ハンガークリップを使用する場合は、その突起部及びビス等を養生すること。
11．弱電設備との	・強電と弱電はボックス、配管、配管支持材等の混触を防止すること。
混触防止	
12．他設備との離隔	・金属製電線管、電線、ケーブル及び金属製ブルボックス類は、その他設備と接触しないように十分離隔を
	取ること。
13．電線類の表示	・電線･ケーブル類は､各々行先・用途・種類･サイズ等を次のとおり表示する。
	分電盤（配電盤）内、ブルボックス（中継ボックス）内、ＰＳ内（縦通り）露出配線：１つの階に１箇
	所、天井その他：点検口付近、ＰＳ内（横通り）露出配線：点検口及び進入口付近、ケーブルラック配
	線：上部スラブの点検口付近ラック分岐部分、ボックスその他からの引出し部分及び水平方向で概ね15
	～20m、上下方向に１つの階に１箇所、ピット露出配線：１スパンに１箇所。
14．防火区画貫通	・防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法施行令第１１２条第２０項に基づき施工のこと。
	また金属ダクトが防火区画を貫通する場合は、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」
	によること。
15．フラッシュ	・配線器具に使用するスイッチプレート等について、特に指定無き場合は、金属製プレートとする。
プレート	
16．フロアプレート	・材質：○　砲金製　　○　アルミ製
フロアベース	・水平高低調整機能付（空転防止リング付、ＯＡフロアー部分除く）
17．コンセント	・２０Ａ以上、３Ｐ･４Ｐ及び特殊型のコンセントは、差込プラグ付とする。
18．スイッチ	・照明等のスイッチの点滅数が２個以上の場合はネームプレートを取付けること。
19．接地	・ケーブルの各シールド層の接地は、原則として上位側で一端接地とする。
	・接地極の詳細図は「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による。
	・Ｄ種接地抵抗値はＢ種接地抵抗値との協調を図り、極力低い値とすること。
	・キュービクルや分電盤等の扉に接地線を敷設すること。
20．はつり工事	・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。
	はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・
	配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に
	含む。
21．埋設標示	・地中埋設配管には、埋設標示テープを布設するとともに、埋設標示標を設置すること。
	・地中埋設標の使用区分は、アスファルト部分は鉄製とし、その他の部分については原則コンクリート製
	とする。ただしコンクリート、インターロッキング等の舗装面に専用ホールソーで穴あけを行い、仕上面
	から突出しないよう設置する場合は鉄製でも可とする。また車両、人の通行がない土面（舗装していない
	場合）は、樹脂製でも可とする。
	・　地中埋設標　　●　要（図示の箇所）　　○　不要
	・　埋設標示テープ　　●　要（土被り150mm程度の深さ）　　○　不要
22．再使用機器	・再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定を実施後、取付ける。但し、絶縁劣化等使用に不可の場合は、監督
	員に報告する。
23．図面記号及び寸法	・特記なき図記号（文字記号等も含む）の凡例は標準図により、盤その他機器類について図示した寸法は約
	寸法とする。
24．他工事又は他工種	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。
との取合い	標準工事区分表　（取合い区分欄は、原則★印の区分とする。）

工　事　項　目	本工事	建築	機械	備考
【躯体関係】				
貫通スリーブ	★	★	★	
貫通スリーブの補強	／	★	／	
開口補強を要する型枠材及び取付（埋込機器・盤等の仮枠含む）	／	★	／	
開口部の補強	／	★	／	
貫通孔・開口部の墨出し	★	★	★	
スリーブ・型枠の穴埋め	★	★	★	
【軽鉄天井・壁下地関係】				
補強を要するボードの切込み及び下地の補強	／	★	／	
補強を要しないボードの切込み	★	★	★	設置者が施工
開口部の墨出し	★	★	★	
振れ止め切断後の補強	★	★	★	
天井点検口の取付	／	★	／	
機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート	★	／	★	

工　事　項　目	本工事	建築	機械	備考
【便所関係】				
衛生器具廻りのシーリング	／	★	★	設置者が施工
便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線	★	／	／	
【設備基礎関係】				
機器の基礎・基礎鋼材（H鋼等）及びピット	／	★	／	
機器据付台	★	／	★	
【設備関係】				
機器への給排水配管接続工事	／	／	★	
機器へのガス配管接続工事（ガス指定工事店が施工）	／	／	★	
機器付属操作盤への一次側電気工事	★	／	／	
同上操作盤からの二次側電気工事	／	／	★	
同上操作盤からの故障警報用配管配線	★	／	／	
空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線	／	／	★	
同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス	★	／	／	
同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線	／	／	★	
セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線	／	／	★	
マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付	／	／	★	
換気扇の取付	／	／	★	
同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線	★	／	／	
自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共）	★	／	／	
水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ	★	／	／	
給湯器等の機械機器接地（最寄りコンセントまで）	／	／	★	

（３）電気設備科目別仕様　　特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1．電灯設備	
○電気方式	・幹線　○単相３線式　１００／２００Ｖ ６０Ｈｚ　　○直流２線式　１００Ｖ　　○
	・分岐　○単相２線式　○１００Ｖ　○２００Ｖ　　○直流２線式　１００Ｖ　　○
○位置ボックス	・ケーブル配線で送り端子接続のみ及び末端となる場所には、アウトレットボックスを設けなくてよい。
○照明器具	・ＬＥＤ制御装置の種類・電圧は、標準図及びＪＩＬ５００４－２０２１「公共施設用照明器具」に
	指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。

器　具　の　種　類	制御装置の種類	電圧（Ｖ）
ＬＥＤ灯	ＬＮ（ＬＸ）	標準図による
避難口誘導灯・通路誘導灯	ＬＮ	１００

ＬＥＤ灯はユニバーサル電圧（１００～２４２Ｖ等）対応品でもよい。

○照明制御システム	・照明制御システムの各センサー設定は、監督員の指示による。なお各システム毎に専用設定器を納入すること。
	・調光センサ　　○照明器具に付属　　（○点滅タイプ　　○減光タイプ　　○明るさセンサ）
	○別置（図面による）（○人感センサ　○明るさセンサ　）
○非常照明の形式	・○電源内蔵型　○電源別置型
○誘導灯の形式	・○電源内蔵型　○電源別置型
○分電盤等	・本工事の分電盤、ＯＡ盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機の寸法は、ＪＩＳ Ｃ
	８２０１「配線用遮断機」、同付属書５「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分
	岐に用いる２極の配線用遮断器及び漏電遮断器は、１極サイズのものとする。また、分電盤主回路の導体
	には、サーモラベルを貼付けすること。
	・学校関係等の分電盤は、内部保護板（扉式）付を原則とするが、監督員の承諾を受けて変更できる。
2．動力設備	
○電気方式	・幹線　○三相３線式　２００Ｖ ６０Ｈｚ　　○
	・分岐　○三相３線式　２００Ｖ ６０Ｈｚ　　○
○制御盤	・単位ユニットの電流計は、負荷端子の手前で接続する。
	・制御回路で使用する変圧器は、絶縁変圧器とする。
	・動力盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付けすること。
○監視方法	・○警報盤による代表監視　　○複合形受信機による監視　　○中央監視装置による監視
○インターロック	・自動火災報知受信機、連動制御器及びガス漏れ警報機と連動して、空調機を停止させること。
○機器への接続	・電動機などへの接続は本工事とし、接続方法は図面による。
3．電熱設備	
○形式	・○
4．雷保護設備	
○雷保護システム	・○外部雷保護システム（○受雷部システム　○引下げ導線システム　○接地システム）
	○内部雷保護システム
○適用規程	・ＪＩＳ Ａ ４２０１（２００３）
	・ＪＩＳ Ｚ ９２９０－１（２０１４）　・ＪＩＳ Ｚ ９２９０－３（２０１４）
○保護レベル	・○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ
○受雷部システム	・○突針　○水平導体又はメッシュ導体　○構造体利用
○突針支持管	・○鋼製　○ステンレス製　○アルミ製
○引下げ導線	・○構造体利用　○引下げ導線
○接地極の種類	・構造体利用接地極（○構造体利用接地極）
	・Ａ型接地極（○板状接地極　○垂直接地極　○放射線状接地極（水平接地極））
	・Ｂ型接地極（○環状接地極　○網状接地極（メッシュ形状の接地極））
5．受変電設備	
○定格電圧	・高圧　○三相３線式　６．６ｋＶ ６０Ｈｚ　　○
	・低圧　○三相３線式　２１０Ｖ　　○単相３線式　１０５Ｖ／２１０Ｖ
	○三相３線式　　Ｖ　　○三相４線式　　Ｖ／　　Ｖ
○配電盤形式	・○キュービクル式配電盤（○屋内　○屋外）　○高圧スイッチギア
	キュービクル式配電盤（○ＰＦ・Ｓ形　○ＣＢ－１形　○ＣＢ－２形　○ＣＢ－３形）
	高圧スイッチギア：ＣＢ－３形　（○ＰＷ形　○ＣＷ形）
○変圧器	・変圧器の規格は下記による。但し、スコット結線変圧器、モールド変圧器でＨ絶縁材料を使用するものは
	除く。
	○油入変圧器　　単相／三相（ＯＪＩＳ Ｃ４３０４　　ＯＪＥＭ）
	○モールド変圧器　単相／三相（ＯＪＩＳ Ｃ４３０６　　ＯＪＥＭ）　但し、絶縁種別Ｆとする。
○監視方式	・監視　　○警報盤による代表監視　　○中央監視盤による監視
	・操作制御　○現地盤による手動制御　　○中央監視盤による遠方制御

項　目	特　記　事　項
○基礎	・○別途工事　　○本工事　　○既設
○盤内換気扇	・盤内にサーモスタット（３０℃～４０℃可変形とし、３５℃にセット）及び切替スイッチ（自動・手動
	切）を設ける。
	・外部換気扇がある場合は、連動させる。
○その他	・○低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組込形で埋込形とする。
	・○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。
	・○低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。（幅６００mm以上、高さ１，８００mm以上）
	・○充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。
	・○主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラベルを貼付ける。
6．電力貯蔵設備	
○直流電源装置	・用途　○非常用照明用　○受変電設備用　○非常用照明用・受変電設備用共用
○交流無停電電源装置	・用途　（　　）
7．発電設備	
○非常用発電装置	・原動機　○ディーゼル機関　○ガスタービン
	・形式　○キュービクル式　○オープン式
	・連続運転可能時間　○１０時間以上　○１６８時間以上
	・燃料備蓄量　　○１０時間以上　○２４時間以上　○７２時間以上
	・発電方式 三相３線式 ６０Ｈｚ ○２１０Ｖ　○６．６ｋＶ　○
	・定格出力：　　ｋＷ（　　ｋＶＡ）以上　　原動機：　　ｋＷ以上
○常用発電装置	・用途　○常用　○常用防災兼用
	・原動機　○ディーゼル機関　○ガス機関　○ガスタービン
	・形式　○キュービクル式　○オープン式　○パッケージ式
	・発電方式 三相３線式 ６０Ｈｚ ○２１０Ｖ　○６．６ｋＶ　○
	・定格出力：　　ｋＷ（　　ｋＶＡ）以上　　原動機：　　ｋＷ以上
○太陽光発電装置	・連系方式　○高圧連系　○高圧受電みなし低圧連系　○低圧連系
	・売電　　○有　○無し
	・自立運転　○有　○無し
	・太陽電池アレイ：公称最大出力　　ｋＷ以上
	・パワーコンディショナ出力　　相　　線式　　Ｖ　　ｋＷ以上
	・単独運転検出装置　○受動的方式　○能動的方式
8．構内情報通信網設備	
○ケーブル	・幹線：○ＥＭ－ＯＰ　○ＥＭ－ＵＴＰ　　支線：○ＥＭ－ＯＰ　○ＥＭ－ＵＴＰ
○施工範囲	・○配管　　○配線　　○機器収納盤（○盤のみ　○盤・機器共）
○試験調整	・標準仕様書に定められた接続試験等を行い、監督員に提出のこと。なお、必要となる試験機材等は請負者
	の負担とする。
9．構内交換設備	
○形式	・○ボタン電話装置　○交換装置（○デジタルＰＢＸ　○ＩＰ－ＰＢＸ　○ＶｏＩＰサーバ）
○蓄電池停電補償時間	・○５分以上　○３０分以上　○製造者標準
○施工範囲	・○配管　　○配線　　○交換装置　　○電話機
○保安器用接地	・○本工事　　○別途工事
○ローテンション	・○固定形　　○自在型
アウトレット	・○一般形　　○ＯＡフロアー用
10．情報表示設備	
○マルチサイン装置	・○
○出退表示装置	・○
○時刻表示装置	・○親子式　　親時計　（○ラック式　○壁掛式　○簡易式）
	プログラムタイマー（○有　　○無し）
	・○単独式　　電源　（○太陽電池式　○交流式）
	時刻修正機能（○有　　○無し）
11．映像・音響設備	
○形式	・○
12．拡声設備	
○全館放送用	・用途　○一般放送　○非常放送兼用
	・形式　○壁掛形　○ラック組込形　○卓上形
	・増幅器定格出力：Ｈｉ型　　Ｗ以上
	・付加機能：○リモコン機能　○
	・演奏機器：○ＣＤ／ＤＶＤﾌﾟﾚｰﾔｰ　○ラジオチューナー　○
○ローカル放送用	・形式　○ワゴン形　○ラック組込形　○卓上形　○キャビネット収納形　○壁掛形
	・増幅器定格出力：Ｈｉ型　　Ｗ以上
	・演奏機器：○ＣＤ／ＤＶＤﾌﾟﾚｰﾔｰ　○ラジオチューナー　○
13．誘導支援設備	
○音声誘導装置	・検出方式　○無線式（電波式、ＩＣタグ式、赤外線式）　○磁気式　○画像認識式
○インターホン	・種類　　○外部受付用インターホン　○電話形同時通話式（親子式及び相互式）
○トイレ等呼出装置	・○表示器：　窓　　○ランプ付きブザー
○その他	・○受付呼出装置　○
14．呼出設備	
○内容	・○ナースコール装置　○情報通信網対応形ナースコール装置　○携帯ナースコール装置
15．テレビ共同受信設備	
○アンテナ・マスト	・○ＵＨＦ　○ＢＳ　○ＣＡＴＶ
	・アンテナマストの取付は、○壁面　○自立　とする。
○増幅器	・○BL認定品　○
○電界強度測定	・測定場所（アンテナ取付位置付近）及び測定チャンネルは、監督員と協議する。
16．監視カメラ設備	
○伝送方式	・○ネットワーク伝送方式　（○標準　○ＨＤ）　　○アナログ伝送方式（○白黒　○カラー）
	・○２方式併用方式
○カメラ	・屋　内：○ドーム型　○箱型　　屋　外：○ドーム型　○箱型
	・ズーム：○有　　○無し　　回転台：○有　　○無し
○モニター	・○卓上形　　○吊下げ形　　○ラック組込形
17．駐車場管制設備	
○車両検出方式	・○ループコイル式　　○光線式（赤外線式）　○超音波センサ式
○施工範囲	・○配管　　○配線　　○機器取付け

項　目	特　記　事　項
18．防犯・入退室管理設備	
○内容	・○機械警備用配管　　○防犯装置　　○入退室管理装置
19．火災報知設備	
○自動火災報知装置	・○受信機　　形　　級　　回線（○壁掛形　　○自立形）（○単独形　　○複合形）
	・○副受信機　　形　　級用　　回線
	・○機器収納箱（○消火栓一体形　　○単独形）
	・○消火ポンプの始動(○消火栓箱内押し釦 ○消火栓弁 ○発信機と連動((総合盤に始動表示灯を設ける。))
	・○電気方式：ＤＣ２４Ｖ（位置表示灯及び消火ポンプ始動表示灯はＡＣ２４Ｖ）
○自動閉鎖装置	・○連動制御盤　　回線（○単独形　　○火災受信機等と一体）
	○予備電源（蓄電池）内蔵（予備電源は、ダンパー等の全数復帰用の容量とする。）
	・○防火戸用　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下（○ラッチ式　　○電磁式）
	・○防煙ダンパー用（別途工事：瞬時通電式又は電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構（電動式）DC24V
	0.7A以下）
	・○防火シャッター用（別途工事：DC24V 0.6A以下　警報連動付）
○非常警報装置	・○
○ガス漏れ警報装置	・○受信機　　形　　級　　回線（○壁掛形　　○自立形）（○単独形　　○火災受信機等と一体）
○譜警報表示	・○受信機に譜警報表示窓（　　窓）を設ける。
20．中央監視制御設備	
○監視方式	・○警報盤　　○簡易形監視制御装置　　○監視制御装置
○蓄電池容量	・○標準仕様書による　　○３０分以上
21．構内配電線路	
●電気方式	・○三相３線式　○６ｋＶ　○２００Ｖ　　●単相３線式　１００／２００Ｖ
	●単相２線式　●１００Ｖ　○２００Ｖ
○埋設深さ	・特記なき場合は、ＧＬ－６００以上とする。
○電柱	・電柱は、○遠心力プレストレストコンクリートポール　　○鋼管柱　とする。
○ハンドホール等	・構造、寸法は、　（○標準図　　○図面　）　による。　　・蓋の記号表示は、（●電気　　○高圧　）
	とする。
	・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。又、ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略
	してもよい。
○余長	・高圧ケーブルは、ハンドホール等又は、キュービクル内等の１ヶ所で約３ｍの余長をとる。
○区分開閉器	・高圧交流負荷開閉器７．２ｋＶ　（○２００Ａ　　○３００Ａ）
	・用途：○架空引込用　　○地中引込用　　構造：○耐中塩じん用　　○耐重塩じん用
	・形式：○引外し装置付（ＳＯＧ形）　　○引外し装置なし　　○避雷器内蔵　　○制御電源用変圧器内蔵
○がいし､高圧ｹｰﾌﾞﾙ	・○一般用　　○耐塩用　　○重耐塩用
端末処理	
○避雷器、装柱材	・避雷器：○屋外形　　○耐塩形　　・装柱材：○一般用　　○耐塩形
●外灯	・基礎　○本工事　　○別途工事
	・○外灯ポールの材質が鋼製（ＳＰＣ）の場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。
	●図面による。
	・○太陽電池パネル搭載形　　○風力発電装置搭載形　　○太陽電池及び風力発電装置搭載形
	○商用電源併用形
22．構内通信線路	
○埋設深さ、電柱	・構内配電線路による。
○ハンドホール等	・構造、寸法は、　（○標準図　　○図面　）　による。　　・蓋の記号表示は、（●弱電　　○　）
	とする。
	・ハンドホール内は、ケーブル支持材を設ける。
（４）その他事項	
1．標準取付高さ	・壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　　称	測　点	取付高（ｍｍ）
ブラケット（一般）、（踊場）	床上～中心	2,100 、 2,500
避難口誘導灯、廊下通路誘導灯	床上～下端、上端	1,500以上、1,000以下
スイッチ（一般）、アッテネータ	床上～中心	1,300(小学校1,200･身障1,100)
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	床上～中心	300
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室・台上）	床上･台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）、開閉器箱	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
室内端子盤（廊下・室内）	床上～下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上～中心	1,500
親時計 、 子時計･スピーカー･出退表示盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)、(天井高)Ｘ0.9
発信器（出退表示用）、インターホン	床上～中心	1,300 、 1,500（身障1,100）
呼出ボタン（身障用）、復帰ボタン、廊下表示灯	床上～中心	900 、 1,800 、 2,000
警報ベル 、 表示灯	床上～中心	（天井高）Ｘ0.9 、（天井高）Ｘ0.8
テレビ機器収容箱	床上～中心	1,800
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）、（都市ガス）	床上･天井面～中心	300 、（天井高）-200

（５）補足事項	

＜２０２５．５＞新営・改修編

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	電気設備工事　特記仕様書（２）		
Ａ３縮尺	―	Ａ１縮尺	―
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０２

原寸裁　0　25　50　75

特　記　仕　様　書【設　備　工　事　共　通】

工事仕様書（設備工事共通）

項　目	特　記　事　項
１．石綿関連作業	
（１）事前調査	
1.**アスベストに関する調査・報告・掲示**	・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。
	① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者
	（平成３０年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第１号）
	②　（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者
（２）石綿含有建築材料の除去等	
1.石綿含有建築材料の除去	・石綿含有建築材料の除去等を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）「令和４年度版」第９章、「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和２年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。
2.本工事での除去等の作業が発生する石綿含有建築材料	・○保温材（配管エルボ部分）　　○ガスケット（ダクトフランジ部分） ○ケイ酸カルシウム板（１種）　　○ケイ酸カルシウム板（２種） ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火二層管等を含む） ○吹付け塗材（石綿排出作業無し）（外壁（★棟）　　） ○その他（　　） ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合については、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。
3.専門工事業者	・石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監理員に提出すること。
4.作業主任者	・石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。
5.除却作業者	・石綿障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。
6.石綿含有分析調査	・○行う　　●行わない
7.保温材（配管エルボ部分）の除去	・保温材（配管エルボ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.計画の届出 ・「大気汚染防止法」に基づく届出 ４.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 ５.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 ６.除去作業 ・配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 ７.集積、運搬、処分等 ・切断した保温材（配管エルボ共）の袋詰め（二重梱包）を行う。 ・運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 ・処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 ８.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【配管エルボ撤去詳細図】 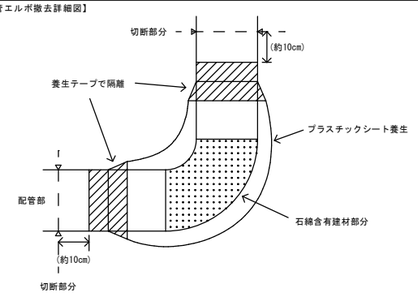 ■アスベスト含有エルボの数量については下記による。 配　管　名　称 ／ 配管サイズ ／ 数　量
8.ガスケット（ダクトフランジ部分）の除去	・ガスケット（ダクトフランジ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 ５.除去作業 ・ダクトフランジ接続部分の石綿含有ガスケットに養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・ガスケットを破損しないように、ダクトフランジ接続部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 ６.集積、運搬、処分等 ・切断したダクトフランジは、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 ・切断したダクトフランジを現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、ダクトフランジの保管場所であることの表示を行うこと。 ・ダクトフランジの運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 ７.除去物の処分 ・アスベスト含有ガスケットは、関係法令に従い適切に処分すること。 ・マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。 ８.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【ガスケット（ダクトフランジ部分）撤去詳細図】 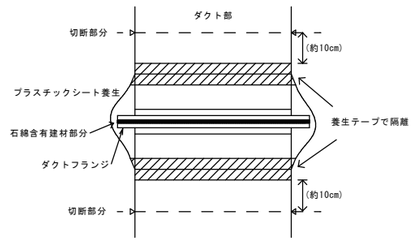 ■アスベスト含有ダクトフランジの数量については下記による。 ダ　ク　ト　名　称 ／ ダクトサイズ ／ 数　量
9.外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し	・外壁アスベスト含有部（みなし含む）に設置している機器や部材を取り外す作業手順は原則以下とする。 １.事前準備 ・石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 ２.機器等の取り外し作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・外壁と機器等が接している部分に水を噴霧（湿潤）し、取り外す。 ・取り外した部分に飛散防止剤を吹付ける。
10.外壁アスベスト含有部へのアンカー打設及びコア抜きの施工について	【アンカー打設】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのアンカー打設方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.ドリル穿孔作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 ５.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 ６.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【コア抜き】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「コア抜き」の作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのコア抜き方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.削孔機固定用穴あけ作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 ５.削孔機のセット ・湿式にてコア抜き作業を行う。 ６.仕上部（アスベスト含有部）のコア抜き作業 ・切削汚水の回収（切削汚水はウエス等で拭取る） ７.躯体部のコア抜き作業 ・躯体部のコア抜き後、飛散防止剤を削孔部（切断面及び周囲）に吹付ける。 ８.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、コア抜き部分、養生シート、仕上部コア抜き作業時の切削汚水を含んだウエス、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 ９.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
11.アスベスト含有成形板等の削孔	・やむを得ずアスベスト含有成形板を削孔する場合の削孔作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.計画の届出（けい酸カルシウム板２種を削孔する場合） ・「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」に基づく届出 ４.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 ５.削孔作業 ・看板（立入禁止）を設置する。 ・作業者は呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着等を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 （けい酸カルシウム板１種を削孔する場合については、作業場所をビニールシート等で隔離する。） （けい酸カルシウム板２種を削孔する場合については、集塵排気装置を設置し、作業場所を負圧隔離を行う。（作業前に集塵排気装置の点検・負圧の点検を実施する。）） ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・削孔部の成形板に水を噴霧（湿潤）し、削孔する。 ・飛散防止剤を削孔部に吹付ける。 ６.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・けい酸カルシウム板２種については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託し、処理を行う。その他の石綿含有建築材料については、石綿含有廃棄物として処理を行うこと。 ７.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 ８.施工記録の保存 ・作業計画に基づく作業実施状況の記録及び従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、３年間保存すること。

＜２０２５．５＞新営・改修編

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	設備工事共通　特記仕様書		
Ａ３縮尺	―	Ａ１縮尺	―
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０３

原寸図 0 25 50 75

工事場所：堺市堺区協和町５丁４８１番地１

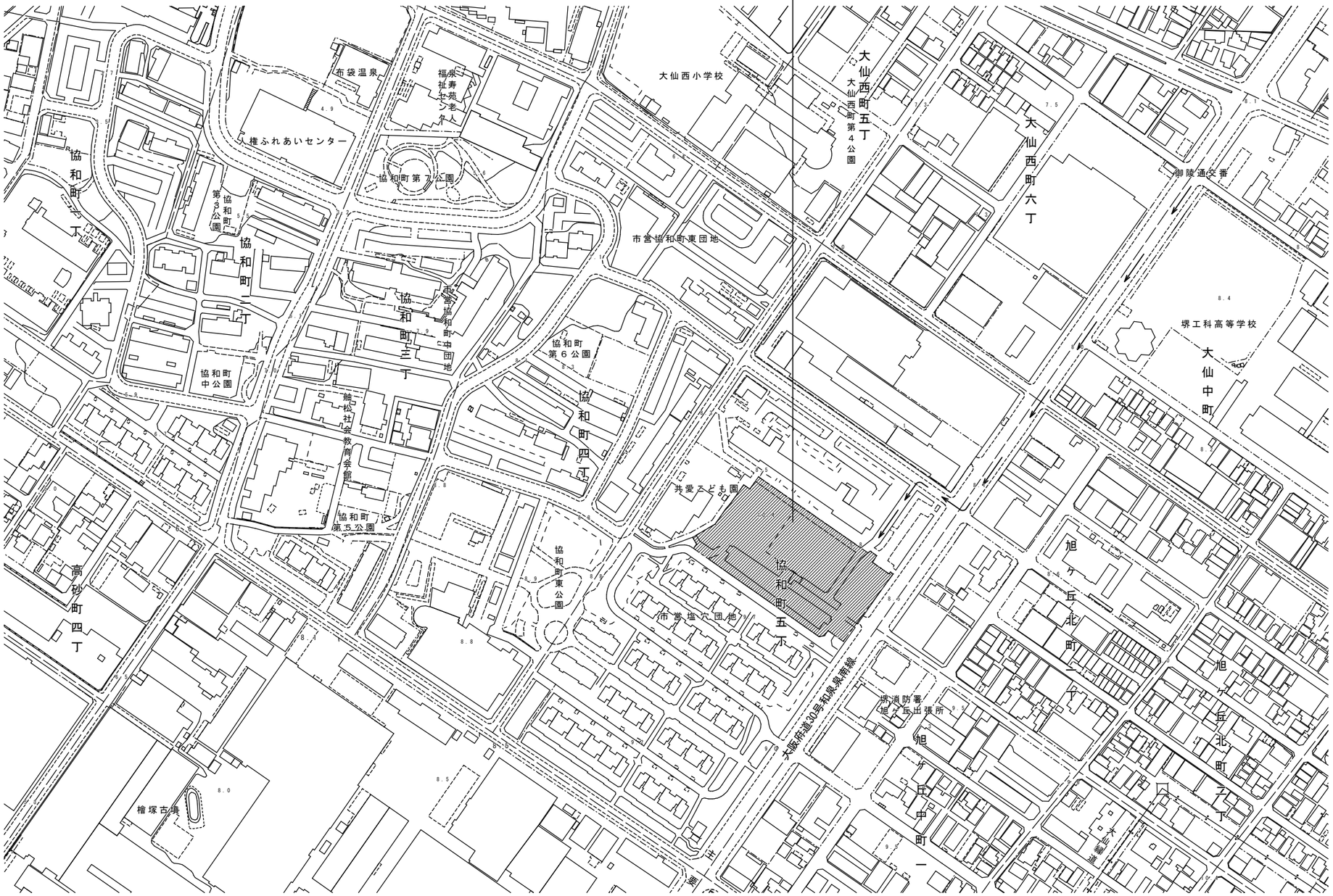

付近見取図　S:1/1500

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	付近見取図		
Ａ３縮尺	１／３０００	Ａ１縮尺	１／１５００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０４

原寸図 0 25 50 75

解体工事前

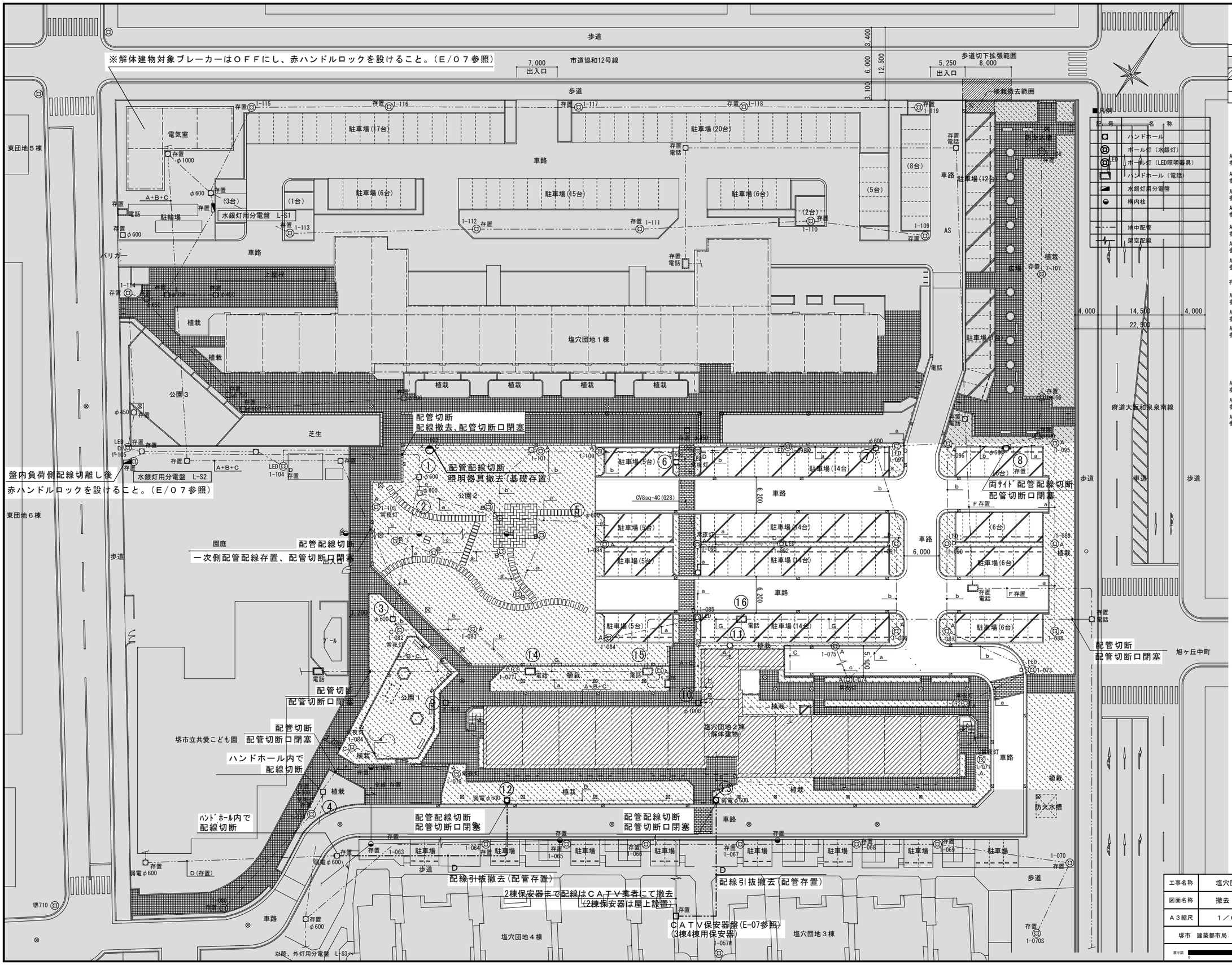

凡例等

	今回解体工事範囲外部分
	今回解体建物

■撤去ハンドホールリスト

	番号	寸法 W×D×H(mm)	蓋仕様
AE図参照	①	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	②	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	③	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	④	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	⑤	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	⑥	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	⑦	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
存置	⑧	600×600×1400	鋳鉄製 φ600
AE図参照	⑨	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
AE図参照	⑩	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
AE図参照	⑪	1000×1000×1600	鋳鉄製 φ1000
	⑫	600×600×1500	鋳鉄製 φ600
	⑬	600×600×1500	鋳鉄製 φ600
AE図参照	⑭	1300×650×1500	1300×650
AE図参照	⑮	1300×650×1500	1300×650
AE図参照	⑯	1300×650×1500	1300×650

■撤去ポール灯

名　称	数量
A：ポール灯　水銀灯 100W 鋼管ポールH4000、基礎600□×H1100	２０
B：ポール灯　水銀灯 100W 鋼管ポールH1500、基礎400□×H500	６
C：ブラケット　水銀灯 100W 鋼管ポールH4000、基礎600□×H1100	１
D：ポール灯　LED照明器具 鋼管ポールH4000、基礎600□×H1100	９

■撤去配管配線リスト

記号	配管配線仕様	負荷名称
A	CV50sq-3C (G70)	回転ドラム
	CV38sq-2C (G54)	非常用コンセント1φ
	CV38sq-3C (G54)	非常用コンセント3φ
	CV38sq-3C (G54)	防火シャッター
B	CV38sq-2C (G54)	ＥＶコンセント
	CV200sq-3C (G104)	Ｌ－１
	CV8sq-2C (G28)	防火戸
	CV8sq-2C (G28)	防火シャッター
	CV150sq-3C (G82)	住宅２Ｆ
	CV250sq-3C (G104)	住宅３，４Ｆ
	CV250sq-3C (G104)	住宅５，６Ｆ
	CV250sq-3C (G104)	住宅７，８Ｆ
	CV250sq-3C (G104)	住宅９，１０Ｆ
	CV250sq-3C (G104)	住宅１１，１２Ｆ
	CV150sq-3C (G82)	ＥＶ
	CV150sq-3C (G82)	ＥＶ
	CV8sq-2C (G28)	自火報
	CV8sq-2C (G28)	非常警報
	空配管 (G54)	予備
	空配管 (G54)	予備
C	CV100sq-3C (G82)	Ｐ－１
D	7C-FB (G28×2)	ＴＶ
E	7C-FB (G28) ×2	ＴＶ
F	電話 (G54) ×3	ＴＥＬ
G	電話 (G54) ×2	ＴＥＬ
H	電話 (G54)	ＴＥＬ
a	CV5.5sq-2C (G22)	ポール灯
b	CV8sq-4C (G28)	ポール灯
c	CV3.5sq-2C(架空)	ポール灯

※撤去する機器については、事前PCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告すること
※機器の撤去はAE/02参照

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	撤去　配置図		
Ａ３縮尺	１／６００	Ａ１縮尺	１／３００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０５

原寸図　0　25　50　75

改修

凡例等	
	今回解体工事範囲外部分
	今回解体建物

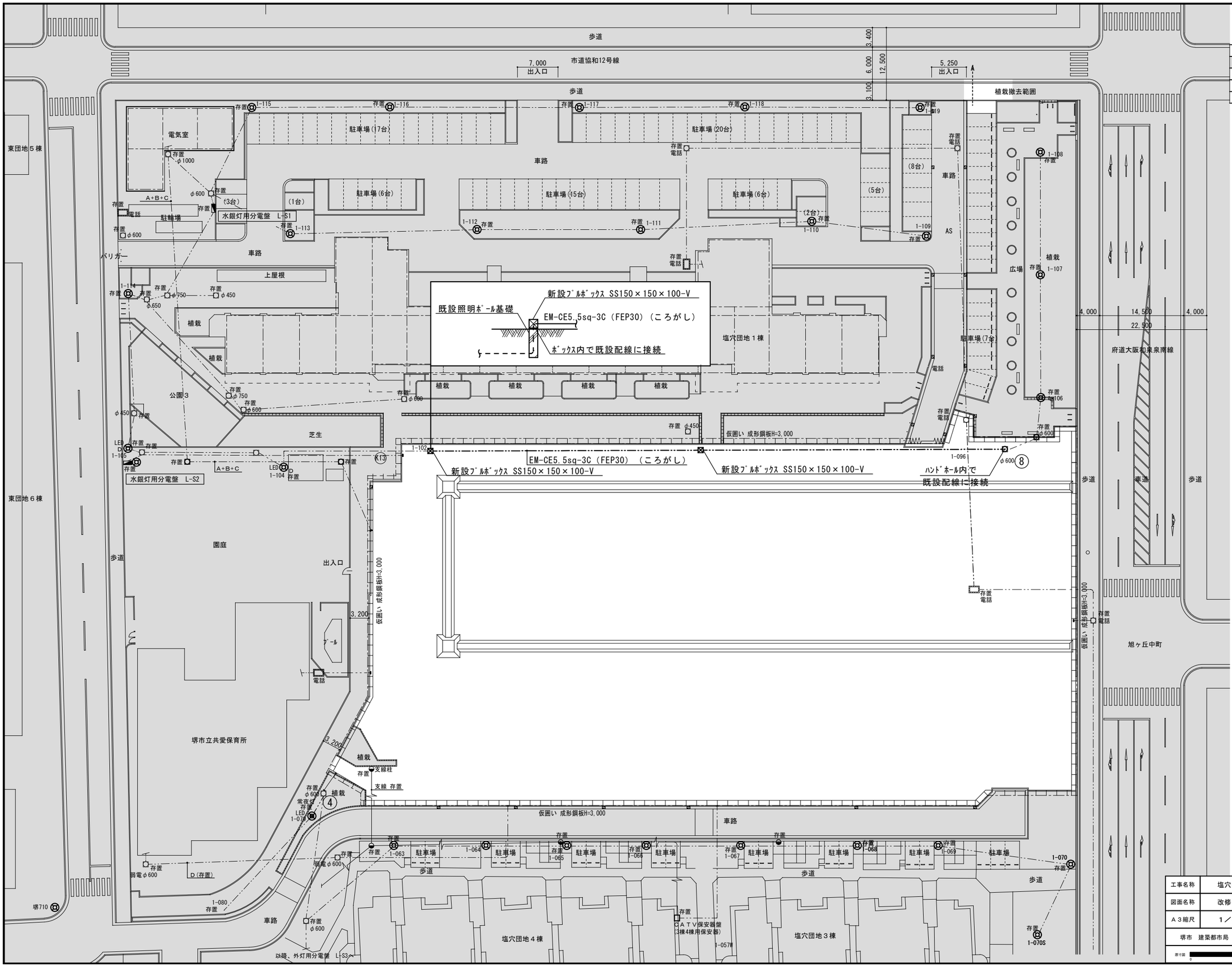

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	改修　配置図		
Ａ３縮尺	１／６００	Ａ１縮尺	１／３００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０６

原寸図 0 25 50 75

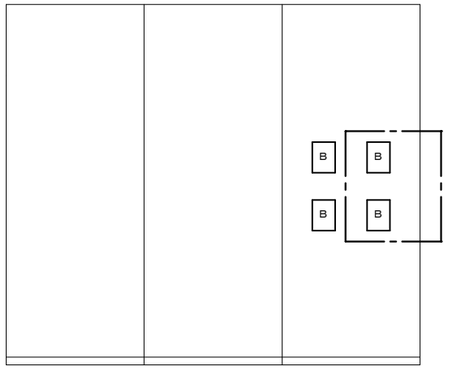

Ａ視

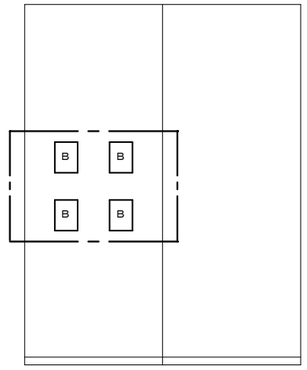

Ｂ視

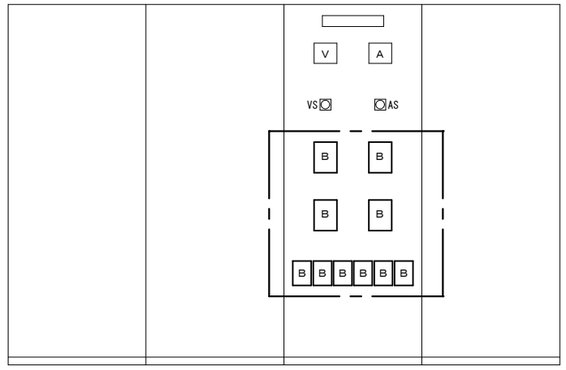

Ｃ視

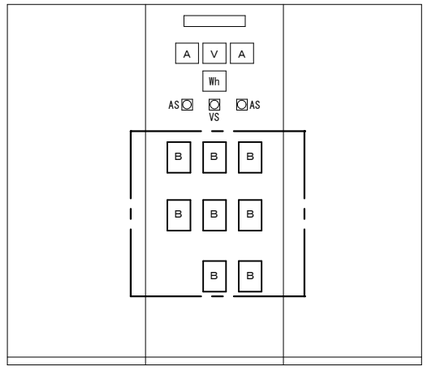

Ｄ視

・・・印ブレーカーはブレーカーＯＦＦにし、赤ハンドルロックを設けること。

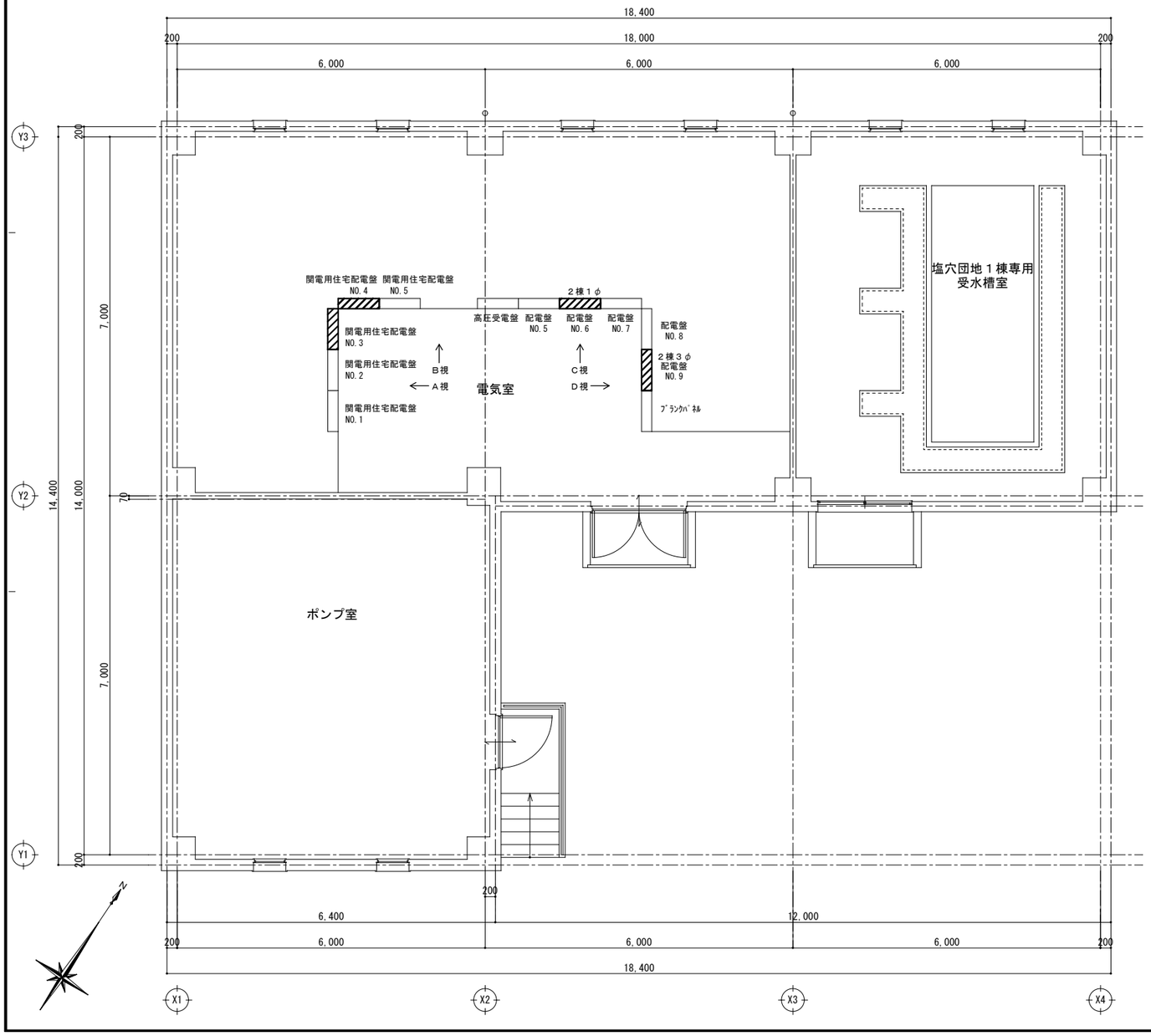

平面詳細図　　S=1:50

既設改修　分電盤Ｌ－Ｓ２　単線結線図（Ｅ／０５図屋外）

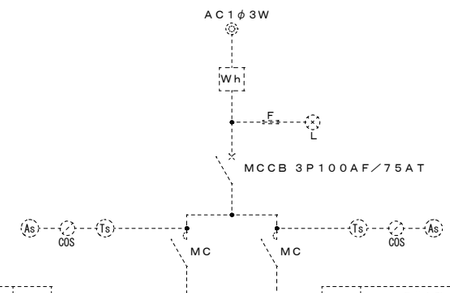

ＡＦ／ＡＴ（特記なきはＭＣＣＢ）	負荷名称	Ｎｏ．
２Ｐ５０／２０	半夜灯　東（１）	1
２Ｐ５０／２０	半夜灯　東（３）	3
２Ｐ５０／２０	半夜灯　東（５）築山	5
２Ｐ５０／２０	予備	7

Ｎｏ．	負荷名称	ＡＦ／ＡＴ（特記なきはＭＣＣＢ）
2	半夜灯　東（２）	２Ｐ５０／２０
4	半夜灯　東（４）	２Ｐ５０／２０
6	半夜灯　東（５）築山	２Ｐ５０／２０
8	予備	２Ｐ５０／２０

ＡＦ／ＡＴ（特記なきはＭＣＣＢ）	負荷名称	Ｎｏ．
２Ｐ５０／２０	常夜灯　東（イ）	1
２Ｐ５０／２０	常夜灯　東（ハ）	3
２Ｐ５０／２０	常夜灯　東（ホ）築山	5
２Ｐ５０／２０	予備	7

Ｎｏ．	負荷名称	ＡＦ／ＡＴ（特記なきはＭＣＣＢ）
2	常夜灯　東（ロ）	２Ｐ５０／２０
4	常夜灯　東（ニ）	２Ｐ５０／２０
6	常夜灯　東（ヘ）築山	２Ｐ５０／２０

・・・印ブレーカーはブレーカーＯＦＦにし、赤ハンドルロックを設けること。

存置　屋外壁掛形 CATV保安器盤(3棟4棟用保安器)　単線結線図(E/05図屋外)

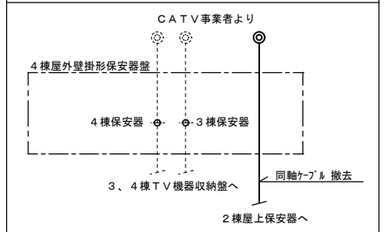

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	電気室　平面詳細図、盤単線結線図		
Ａ３縮尺	１／１００	Ａ１縮尺	１／５０
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０７

原寸図　0　25　50　75

凡例等			工事内容
	解体予定建物を示す。		敷地周囲仮囲い成形鋼板H=3,000（別途先行工事）設置
	解体又は改修予定工事範囲を示す。		（侵入や不法投棄を防ぐため。）
	仮囲い成形鋼板H=3,000	（建築工事）	
	A型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	（建築工事）	コインパーキング設備の撤去（別途工事）
安常	安全巡視員を示す。（常駐）	（建築工事）	解体敷地周囲の仮囲いには照明器具を取り付ける。
安ス	安全巡視員を示す。（スポット）	（建築工事）	

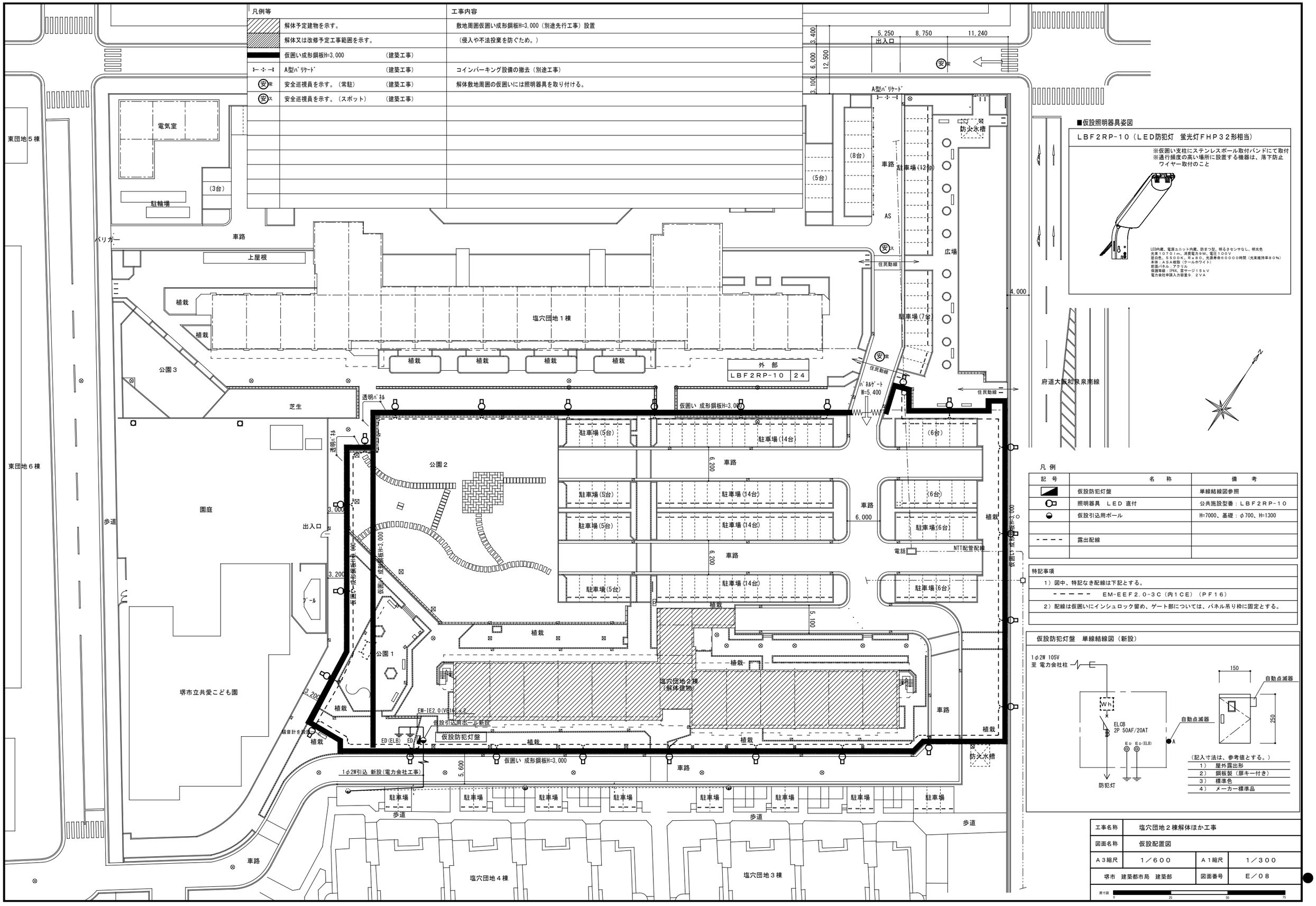

■仮設照明器具姿図

ＬＢＦ２ＲＰ－１０（ＬＥＤ防犯灯　蛍光灯ＦＨＰ３２形相当）

※仮囲い支柱にステンレスポール取付バンドにて取付
※通行頻度の高い場所に設置する機器は、落下防止ワイヤー取付のこと

LED内蔵、電源ユニット内蔵、防まつ型、明るさセンサなし、明光色
光束１０７０ｌｍ、消費電力９Ｗ、電圧１００Ｖ
昼白色、５５００Ｋ、Ｒａ８０、光源寿命６００００時間（光束維持率８０％）
本体：ＡＳＡ樹脂（クールホワイト）
前面パネル：アクリル
保護等級：IP44、雷サージ１５ｋＶ
電力会社申請入力容量９．２ＶＡ

凡例

記号	名称	備考
	仮設防犯灯盤	単線結線図参照
	照明器具　ＬＥＤ　直付	公共施設型番：ＬＢＦ２ＲＰ－１０
	仮設引込用ポール	H=7000、基礎：φ700、H=1300
	露出配線	

特記事項

１）図中、特記なき配線は下記とする。

－－－－－　ＥＭ－ＥＥＦ２．０－３Ｃ（内１ＣＥ）（ＰＦ１６）

２）配線は仮囲いにインシュロック留め、ゲート部については、パネル吊り枠に固定とする。

仮設防犯灯盤　単線結線図（新設）

（記入寸法は、参考値とする。）

１）　屋外露出形
２）　鋼板製（扉キー付き）
３）　標準色
４）　メーカー標準品

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	仮設配置図		
Ａ３縮尺	１／６００	Ａ１縮尺	１／３００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｅ／０８

原寸図　0　25　50　75

特記仕様書【機械設備】

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　塩穴団地２棟解体ほか工事

2．工事場所　堺市堺区協和町５丁４８１番地１

3．建物概要

建物名称	構　造	階 数	消防法施行令別表第一	備　考
塩穴団地２棟	RC造	12階	（５）項ロ	

4．工事種目（●印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	塩穴団地2棟					屋　外
空気調和設備	○	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○	○
給水設備	○	○	○	○	○	●
排水設備	○	○	○	○	○	●
給湯設備	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○
し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	○

5．工事内容　（下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。）

給水設備	給水管の切断、閉塞及び量水器の水道事業者への返却
排水設備	排水管の切断、閉塞

6．特記事項

Ⅱ．工事仕様書

（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1．一般仕様

（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）並びに公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）による。（参考資料：機械設備工事監理指針（令和４年版））

（２）　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（１）一般事項　特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項

1.施工調査
- 本工事施工にあたっては、事前に現場を充分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
- 実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立った事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2.工事用表示板

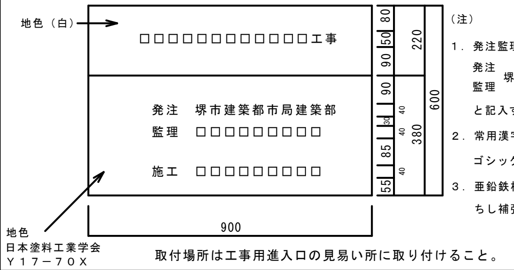

（注）
1．発注監理が同一の場合は 発注 監理 堺市建築都市局建築部 と記入する。
2．常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。
3．亜鉛鉄板製とし桟木を裏打ちし補強する。

取付場所は工事用進入口の見易い所に取り付けること。

3.道路交通の安全対策
- １０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）により、搬出入を行う場合は、監督員に報告し、運搬経路について協議を行うこと。
- 道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、予定価格が６,０００万円以上の工事で使用する１０ｔ級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）については、下記の通り、工事用車両幕を作成し取り付けること。
  なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

【工事用車両幕の仕様】
・寸　　法：縦５４０mm×横８００mm程度
・材　　質：ターポリン
・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
・装着枚数：１枚
・装着場所：ダンプトラックの前面
・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの４カ所を紐で結ぶ
・そ の 他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

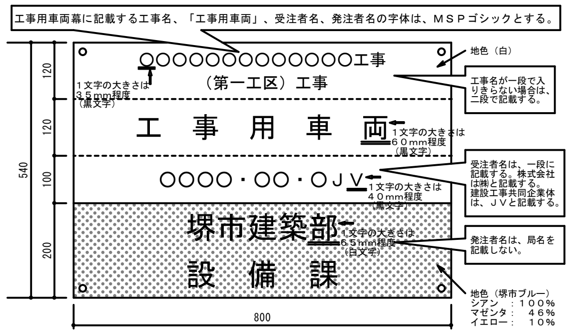

4.安全対策
- 安全巡視員　（警備会社による）　○常駐　　人　　○スポット延べ　　人
- 交通誘導員Ａ（警備会社による）　○常駐　　人　　○スポット延べ　　人
- 交通誘導員Ｂ（警備会社による）　○常駐　　人　　○スポット延べ　　人
- 工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5.仮設備
- 仮設備項目（○受変電　　○発電機　　○給水ポンプ　　○排水ポンプ　　○　　　）
- 仮設期間　（○図面による　　○　　　）

6.工事用仮設物
- すべて受注者の負担とし、構内につくることが（　●できる。　○できない。）

7.工事用電力 水・その他
- 本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
- 受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受電設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

8.設備機材等
- 本工事に使用する機材は、（一社）公共建築協会「設備機材等評価名簿」または、「建設物価」「積算資料」等の刊行物掲載製作所から選定するものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。

（グリーン購入法）
- 図面中の グ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達物品を示す。
- 堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にて極力採用すること。

9. 工事の下請け及び原材料の購入について
- 工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

10.化学物質を発散させる設備材料等の使用制限
- 本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記（１）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第３種のものとして下記（２）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
  （１）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるＪＡＳ規格品とする。
  （２）国土交通省告示１１１５号（平成１４年１２月２６日）で示されているもの。

11-1.発生材の処理等
- 発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。
- 元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との２者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。
- 本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ	奥村組土木興業（株）堺ﾘｻｲｸﾙ工場	堺市堺区大浜西町5
アスファルトガラ		
木材		
建設発生土		

- 原則、建設発生土の搬出先については、上記の処理施設とする。
  なお、受け入れ条件等により提示する施設と異なる場合においては、監督員と協議するものとする。

11-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）の適用について
- 発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。
- 特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
  （　本工事は、　○適用する　　○適用しない　　●元請けの適用区分による　）

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）
１、分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	1、造成等	造成等の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	2、基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	3、上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	4、屋根	屋根の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	5、建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　□ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	6、その他（　　）	その他の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

（注１）　適用となる事項の □ にチェックする。
（注２）　工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

12.本工事での特別管理産業廃棄物等
- 本工事で撤去等の作業を行う特別管理産業廃棄物等（○有　　●無し）
  種類：○アスベスト含有建材等　○PCB含有機器　○蛍光ランプ処理　○フロン類等の処理　○

（アスベスト処理）
- 工事箇所にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

（PCB処理）
- 本工事で撤去する機器については、事前にPCB（微量PCB含む）含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。
  また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
  （　○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。　○分析済み。）
- PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき産業廃棄物として適切な処理を行うこと。
- PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。
  監督員指定場所：（　○現況場所に保管。　○構内指定場所に保管。　○構外搬出し指定場所に保管。）

（蛍光ランプ処理）
- 蛍光ランプ及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。

（イオン化式感知器）
- 放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。

（フロン類等の処理）
- フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
- 吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正な処理を行うこと。
- ブライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。
- 鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。

（六ふっ化硫黄ガス）
- ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

（その他の処理）
- 上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

13.建設発生土の処分
- ●構内指定場所に敷きならし　○構内指定場所にたい積　○構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設）
- 本工事における建設発生土の処分地名称については、「発生材の処理等」に記載の表による。

14.埋戻し
- コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mm（排水管については100mm）から上部100mm以上の範囲を
  ●根切り土の中の良質土　○山砂の類　にて埋戻しのこと。

15.障害物発見時の処置
- 工事に伴い障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。

16.騒音、振動の防止
- 「低騒音型、低振動型　建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。
- 騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、２日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

17.耐震施工
- 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。

（１）設計用水平地震力（設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。）
設計用水平震度　　（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

設置場所	機器種別	○特定の施設（○甲類・○乙類） 重要機器	○特定の施設 一般機器	● 一般施設（乙類） 重要機器	● 一般施設 一般機器
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器（水槽類）は、図面特記による。（水槽類にはオイルタンク等を含む）

（２）設計用鉛直地震力：設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
（３）上層階の定義は、下記による。
　６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上は上層４階
（４）給湯設備の転倒防止措置
　満水時の質量が１５ｋｇを超える給湯設備は、平成２４年国土交通省告示第１４４７号に適合する転倒防止措置を行うこと。

18.あと施工アンカー
施工確認試験（引張試験機による引張試験）：○行う（　　　　）　●行わない
- 引張試験機による引張試験については、次による。
  （１）試験本数については、アンカー種類・径、施工本数、施工場所、施工時間等を総合的に検討し、監督員と協議を行い決定する。
  （２）試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は、確認強度を有する場合を合格とする。
  （３）確認強度については、監督員と協議を行い決定する。
  （４）不合格となった場合については、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承認を受ける。

19.風圧力に対する性能
- 建築基準法施行令第８７条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。
  なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。　○太陽光発電設備　○雷保護設備　○ポール

20.施工条件
- 本工事の改修工事区分　●全館無人改修　○執務並行改修
- 本工事は、工事現場の週休２日の確保に取り組むことを指定した発注者指定方式の週休２日制対象工事である。
  週休２日の実施については、入札公告日時点の「堺市建築都市局建築部週休２日制工事実施要領」に基づくこととし、４週８休以上の達成にあたって、１週２休（原則として土曜、日曜）を確保できるよう努めること。
- 本工事の適用区分　●月単位　○通期
- 停電や断水、施設利用者と交錯するなどの施設運営に影響がある作業を行う際は、施設運営に支障を来さない日時で行うものとする。
- 作業については土曜・日曜・祝日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、前項の施設運営に支障を来すなどのやむを得ない場合はその限りでなく、監督員と協議を行うものとする。）
- 施工時間は原則として、午前８時から午後６時までとする。
- 地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。

21.電気保安技術者
- 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。

22.工事実績データーの作成・登録について
- 受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が５００万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から１０日以内(土･日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

23.建設業退職金共済制度の履行
- 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」）の主旨を理解し、建退共に該当する場合は同制度に加入し、「建退共掛金収納書届」を工事請負契約締結後原則１ケ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後４０日以内）に、発注者に提出しなければならない。
  また、建退共制度対象労働者を雇用した場合については、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。
- 受注者は、工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

24.施工体制台帳及び施工体系の義務化
- 発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
- 施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。
- 施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。
  施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人（産業廃棄物及び警備業者等）においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこと。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

25.施工図等の作成について
- 施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。

26.施工中の安全確保について
- 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。

27.火災保険について
- 本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。
  また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
  被保険者：堺市長　、保険期間：工期プラス１ヶ月　、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上
- なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

28.その他の保険について
- 本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
  第三者に与えた損害の補償　　：請負業者賠償責任保険
  従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険

29.墜落による危険の防止
- 受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。
  使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の規定に従い、器具を適切に使用すること。
  高さが2m以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業（※ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。

30.法定福利費について
- 受注者は契約後、１４日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。

31.中間技術検査
- 中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
  本工事は、中間技術検査の　○対象　○対象外　●元請けの適用区分による
  「堺市建設工事低入札価格調査実施要領」による調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合、技術検査を１回追加で受けなければならない。（対象外の場合は検査回数が１回となる。）

32.工事写真
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領（最新版）・「工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編」及び「工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編」による。

33.デジタル工事写真の小黒板情報電子化
- 受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「小黒板情報電子化承諾願い」を提出し、監督員の承諾を受けること。
  デジタル工事写真の小黒板情報電子化で使用可能な対象機器及び小黒板情報の電子的記入方法・取扱い・写真の納品等については「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（堺市建築部ＨＰ掲載）によるものとする。

34.完成図等
- 施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原図をＡ２に縮小しＡ３版背貼製本（表紙文字印刷））を２部提出すること。又、完成図原図も提出すること。
- 施設毎に機器完成図をＡ４版チューブファイル（表紙文字印刷）を２部提出すること。
- 保全に関する資料(施設管理者が保守を行っていく上で必要な事項をまとめたもの)として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。
  - 主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等）
  - 物品引渡書
  - 装置、機器の取扱い説明書
  - 運転指導（資料に基づく説明も行う。）
  - 主要機器の連絡先
  - 官公署届出書類控、検査済証
  - その他保守上に必要な図書等

35.電子データの提出等
- 完成図をTIFFデーターに変換し、目次をEXCELデーターにて作成し、CD-RまたはCD-RWにて提出のこと。

36.提出用保管箱
- 最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。

37.著作権等
- 本工事にて取得する施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

38.公共事業労務費調査
- 本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
  なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

39.引渡し及び管理責任
- 完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
- 引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

40.現場代理人・技術者の専任期間等
- 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	機械設備工事　特記仕様書（１）		
Ａ３縮尺	―	Ａ１縮尺	―
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｍ／０１

＜２０２５．５＞新営・改修編

項　目	特　記　事　項
（２）機械共通事項	特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。
1. 保温工事	・標準仕様書第２編第３章によるほか下記による。
	・標準仕様書第２編第３章の各表において保温材を選択できるものについて、特記なき場合、グラスウールとし、多湿箇所、水掛かり部分及び屋外については、ポリスチレンフォームとする。
	・特記なき場合、配管及びダクトの保温外装は下記による。

ダクト	屋内露出	倉庫・書庫	●　アルミガラスクロス　○　カラー亜鉛鉄版
		機　械　室	●　アルミガラスクロス
		居室・廊下など	●　カラー亜鉛鉄板
	屋外露出		●　ステンレス鋼板
	多湿箇所（　　）		●　ステンレス鋼板
配管	屋内露出	倉庫・書庫	●　アルミガラスクロス　○　合成樹脂製カバー
		機　械　室	●　アルミガラスクロス
		居室・廊下など	●　合成樹脂製カバー　○　保温化粧ケース（冷媒管）
	屋外露出		●　ステンレス鋼板　○　保温化粧ケース（冷媒管）
	多湿箇所（　　）		●　ステンレス鋼板　○　保温化粧ケース（冷媒管）

（注）保温化粧ケースは、塩化ビニル樹脂製とする。

（学校、幼稚園、病院、介護・養護施設などの露出部分は、合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）を使用する。）

項　目	特　記　事　項
2. 塗装工事	・屋内、屋外を問わず、保温を行わない鋼製の露出配管・ダクトは塗装を行う。
	ただし、（●ピット内　●パイプシャフト内　●機械室内　●天井内　○屋上　）は除く。
3. はつり工事	・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。
	はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に含む。
4. 埋設標示（排水管を除く）	・地中埋設配管には、埋設標示テープを布設するとともに、埋設標示標を設置すること。
	・埋設標示標はエルボ、チーズ及び直線距離２５ｍ毎に１ヵ所設置するものとする。但し５ｍ以内にエルボ、チーズ等が重なる場合は１ヵ所でよいものとする。
	・地中埋設構の使用区分は、アスファルト部分は鉄製とし、その他の部分については原則コンクリート製とする。ただしコンクリート、インターロッキング等の舗装面に専用ホールソーで穴あけを行い、仕上面から突出しないよう設置する場合は鉄製でも可とする。また車両、人の通行がない土面（舗装していない場合）は、樹脂製でも可とする。
	・都市ガス設備の地中埋設標についてはガス事業者の承認する製品とする。
	・　地中埋設標　　●　要（図示の箇所）　　○　不要
	・　埋設標示テープ　　●　要（土被り150mm程度の深さ）　　○　不要
5. 配管埋設深さ	・特記なき場合は、一般数地内は300mm以上、車路及び公園数地内は600mm以上とする。
6. 山留め施工	・地盤を掘削する場合、労働安全衛生法、建築基準法等の関係法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）を遵守すること。また、掘削の深さが2.0m以上の場合には山留工を施すものとし、山留めについては原則としてアルミ鋼矢板（水圧式パイプサポート）とする。なお掘削を行ったところ、砂からなる地山及び崩壊しやすい状態になっていることが判明した場合については、掘削深さによることなく監督員に報告し、指示を受けること。
7. 配管支持	・配管支持間隔は標準仕様書による。
	・主管より分岐する20A以上の配管については、その分岐する配管の延長が0.5mを越える場合は、分岐配管の支持を行うこと。
	・建物内スラブ下埋設配管についてはスラブ等から支持を行うこと。また、特記なき場合の支持間隔は、隠蔽配管に準ずる。
8. 他工事又は他工種との取合い	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。
	標準工事区分表　（取合い区分欄は、原則★印の区分とする。）

工　事　項　目	本工事	建築	電気	備考
【躯体関係】				
貫通スリーブ	★	★	★	
貫通スリーブの補強	／	★	／	
開口補強を要する型枠材及び取付（埋込機器・盤等の仮枠含む）	／	★	／	
開口部の補強	／	★	／	
貫通孔・開口部の墨出し	★	★	★	
スリーブ・型枠の穴埋め	★	★	★	
【軽鉄天井・壁下地関係】				
補強を要するボードの切込み及び下地の補強	／	★	／	
補強を要しないボードの切込み	★	★	★	設置者が施工
開口部の墨出し	★	★	★	
振れ止め切断後の補強	★	★	★	
天井点検口の取付	／	★	／	
機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート	★	／	★	
【便所関係】				
衛生器具廻りのシーリング	★	★	／	設置者が施工
便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線	／	／	★	
【設備基礎関係】				
機器の基礎・基礎鋼材（H鋼等）及びピット	／	★	／	
機器据付台	★	／	★	
【設備関係】				
機器への給排水配管接続工事	★	／	／	
機器へのガス配管接続工事（ガス指定工事店が施工）	★	／	／	
機器付属操作盤への一次側電気工事	／	／	★	
同上操作盤からの二次側電気工事	★	／	／	
同上操作盤からの故障警報用配管配線	／	／	★	
空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線	★	／	／	
同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス	／	／	★	
同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線	★	／	／	
セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線	★	／	／	
マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付	★	／	／	
換気扇の取付	★	／	／	
同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線	／	／	★	
自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共）	／	／	★	
水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ	／	／	★	
給湯器等の機械機器接地（最寄りコンセントまで）	★	／	／	

項　目	特　記　事　項
9. アンカーボルト	・屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ピットにて使用するアンカーボルトはステンレス製又は、溶融亜鉛めっき製とする。（あと施工アンカーを含む）
10. 支持金物	・特記なき場合、屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ピット、スラブ下埋設配管にて使用する支持架台は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。また、同様の場所にて使用するボルト、ナット、ワッシャー、ビス、吊ボルト等もステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。なお、容易に手の届く場所に取付ける金物類等は、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。
	・シール材は変成シリコンシーリング材（ＭＳ－２）を使用すること。
	（壁面に取り付ける場合は下面を除く三方シールとする。）
11. 防火区画貫通	・防火区画貫通部分の配管・ダクト等は、建築基準法施行令第１１２条第20項に基づき施工のこと。
12. 配管・弁類の標示	・機器まわりの配管、ＰＳ内配管、その他監督員の指示する配管には、用途、系統、流れ方向、サイズ等を記入する。
	・弁類には、用途、系統、常時開及び閉を記入した樹脂製表示板(ステンレス製鎖付）を取り付ける。

（３）設備科目別仕様	特記項目において選択する事項は、　●印のついたものを適用する。
1. 空気調和設備	
○ 空気調和設備概要	・方　　式：○空気調和　　○冷暖房
	○空気調和機　○ＦＣＵ　　○ＦＣＵ・ダクト併用方式　○パッケージ方式
	・熱　　源：○ボイラー　○温水発生器　○冷温水発生器　○冷凍機　○ＥＨＰ　○ＧＨＰ　○氷蓄熱
	・制御方式：○電気式　○電子式　○デジタル式
	・燃 料 等：○都市ガス　○電気　○灯油　○Ａ重油（1号）
○ 設計温湿度	

	外　気		屋　内			
			一 般 系 統			
	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）
夏　期	35.7 ℃	49.2 %	28 ℃	50 %	℃	%
冬　期	1.8 ℃	58.7 %	20 ℃	40 %	℃	%

備考：湿度制御を行わない空調方式による湿度は成り行きとする。

項　目	特　記　事　項
○ 空調能力表示	・パッケージ型空気調和器の空調能力表示については、ＪＩＳＢ８６１６、８６２７による。
○ ばい煙濃度計	・○　設ける
○ ばいじん量測定口	・○　設ける（測定口は径８０ｍｍとする）　　○　別途
○ 煙道	・鋼板厚（○ 3.2ｍｍ　○ 4.5ｍｍ）
○ ダクトの種別・工法	・○　低圧ダクト（○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）
	○　高圧ダクト（○アングルフランジ工法）
○ ダクトの分岐方法	・○　割り込み工法　　○直付け工法
○ 風量測定口	・取り付け個所は（○ 図示した位置　○ 送風機吐出ダクト又は吸込みダクト　○ 外気取入れダクト
	○　空調機出口チャンバの分岐ダクト）
○ チャンバー	・内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
	・空気調和機、温風暖房機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。（点検口の大きさは図示による。）
	・外面に面するガラリに直付のチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工すること。
○ ダンパー	・防煙ダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　　○　　）
	定格入力はＤＣ２４Ｖ、０.７Ａ以下とする。
	・ピストンダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　　○　　）
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・冷温水管：○配管用炭素鋼鋼管(白)　　○水配管用亜鉛めっき鋼管
	・冷却水管：○配管用炭素鋼鋼管(白)
	○水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-VA)　又は　水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-PA)
	・ドレン管：○配管用炭素鋼鋼管(白)　　○硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管
	・給 水 管：○水道用耐衝撃性硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管
	○水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-VA)　又は　水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-PA)
	・冷 媒 管：○断熱材被覆銅管(断熱厚さは液管10mm以上(液管呼び径が9.52mm以下は8mm)、ｶﾞｽ管20mm以上)
○ 弁類	・ＪＩＳ又はＪＶ（○ ５Ｋ　　○ １０Ｋ（図示部分））
	・口径５０Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
○ 鋼管用伸縮管継手	・○ベローズ型　○スリーブ型（図示部分）
○ 防振継手	・○合成ゴム製　○ベローズ型（図示部分）
○ ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ	・○ベローズ型　○合成ゴム製（図示部分）
○ 保温及び消音内貼り	・標準仕様書第2編3.1.4によるほか、下記による。
	・下記のダクトは保温を行う。
	○還りダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ２５ｍｍ）
	○外気ダクト及びチャンバーボックス（保温の厚さ２５ｍｍ）
	・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水及び通気管の項による。
○ 予備品	○ 空調機用フィルタ　１００％　　○全熱交換器用フィルタ　１００％
○ 機器の振れ止め	・標準仕様書による。
○ 報告書等の提出	・フロン類を冷媒等に使用する空調機器の新設・撤去に伴い、冷媒整備報告書、フロン類充填・回収報告書、再生証明書・破壊証明書、工程管理表等を作成し、提出すること。
2. 換気設備	
○ ダクトの種別・工法	・○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）
	○高圧ダクト（○アングルフランジ工法）
	○硬質ポリ塩化ビニル管　○スパイラルダクト
	・厨房系統の長方形排気ダクトは共通仕様書より一番手厚いものを使用する。
○ 風量測定口	・取付位置は（○図示した位置　○遠心送風機吐出ダクト又は吸込みダクト　○外気取入れダクト）とする。
○ ダンパー	・空気調和設備の当該項目による。
○ 排気ﾀﾞｸﾄのｼｰﾙ	・厨房、浴室等（シャワー室、脱衣場を含む）の多湿箇所のダクトはシールを行う。
○ チャンバー	・空気調和設備の当該項目による。
○ 保温	・空気調和設備の当該項目によるほか下記による。（保温の仕様は標準仕様書第2編第3章第1節による）
	○空調を行う室　（●外気取入れ用ダクト　●排気用ダクト（外壁から１ｍ　）））
	○全熱交換ユニット　（●外気取入れ用ダクト　●排気用ダクト（外壁から１ｍ　）　●給気用ダクト）
	○調理場・厨房等　（●外気取入れ用ダクト　●排気用ダクト（外壁から１ｍ　）））
	（○排気用ダクト　（保温厚さ５０ｍｍ（ＲＷ）、範囲は図示による　）））
○ 機器の振れ止め	・標準仕様書による。
3. 排煙設備	
○ ﾀﾞｸﾄの種別・工法	・○高圧１ダクト　　○高圧２ダクト　（※いずれもアングルフランジ工法とする）

項　目	特　記　事　項
○ ダクトの材質	・○亜鉛鉄板　　○
○ 排煙口	・形　　状：○スリットフェース型　○パネル型　　○ダンパー型
	・作　　動：○手動　（○機械式　○電気式）　○煙感知器連動　　○中央遠隔操作
	・復帰装置：○手元復帰式（○手動式　○電気式）　○遠方復帰式
	・ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事とする。
○ 排煙風量測定	・建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
4. 自動制御設備	
○ 中央監視制御装置	・　○有り　　○無し
○ 中央監視制御装置の構成・機能	・図示による。
○ 塗装工事	・屋内、屋外を問わず、鋼製の電線管・ボックスは塗装を行う。
	ただし、（●ピット内　●パイプシャフト内　●天井内　●機械室内　）は除く。
5. 衛生器具設備	
○ 小便器用節水装置	・○手動　　○自動　　（○個別感知　○集合感知　）
	○フラッシュ（○一体型　○分離型　）
	※集合感知の場合はカウント不足を補償するタイマー機構を設ける。
○ 大便器	・○洋風便器　（○普通便座　○温水洗浄便座）（○ふた有り　○ふた無し）　○和風便器
○ 大便器洗浄弁	・○電気開閉式（○センサー式　○タッチスイッチ式　）　○手動式
○ 温水洗浄便座	・加熱方式（○貯湯式　○瞬間式）　○付加機能（○温風乾燥機能　○擬音装置　○リモコン　）
○ 和風便器耐火カバー	・○設ける（ピット内は除く）　　○設けない
○ 洗面器・手洗器	・洗面器・手洗器は止水栓付とする。
6. 給水設備	
● 給水設備概要	・●給水引込管：　７５φ（○新設　●既設　）
	○水道直結方式　●高置タンク方式　○ポンプ直送方式　○タンクレスブースターポンプ方式
● 水道加入金	・●不要　　○要　（○本工事　○別途　）
● 配管材料（図面特記分は除く）	・一般配管　：○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管　●水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-VA)
	地中配管　：○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管　○水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-VD)
	○水道用ポリエチレン二層管（呼び径50以下）　○水道配水用ポリエチレン管
	給水引込管　：○水道用ポリエチレン二層管（呼び径50以下）　●ダクタイル鋳鉄管
	・既設鋼管切断、接続時は管端部に防食処置を施すこと。
○ 弁類	・ＪＩＳまたはＪＶ　水道直結部分（○ １０Ｋ　）　その他の部分（○ ５Ｋ　○ １０Ｋ　）
	・口径５０Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
○ 量水器	・親メーター（○貸与品　）　子メーター（○貸取品(○水道事業者指定 ○標準図)　○貸与品　）
○ 量水器桝	・親メーター（○水道事業者指定　○標準図　）　子メーター（○水道事業者指定　○標準図　）
○ 水質検査	・検査項目：○遊離残留塩素濃度
	○特定建築物 16項目（一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度
	・鉛及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物
	・銅及びその化合物・高発残留物）
	○学　校　園　9項目（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度）
	○そ　の　他 11項目（一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度）
	○学校プール　7項目（ｐＨ値・大腸菌・一般細菌・有機物等・濁度・ 総トリハロメタン・循環ろ過装置の出口の濁度）
	・検 体 数：○遊離残留塩素濃度･･･　検体
	○16項目･･･　検体　○9項目･･･　検体　○11項目･･･　検体　○7項目･･･　検体
	・検査箇所：○受水槽　○調理施設水栓　○プール槽(循環ろ過装置の出口)　○監督員の指示する箇所
7. 排水設備	
● 排水設備概要	・建物内汚水・雑排水（●分流　　○合流　　）
	・建築物放流先　汚　水：　●公共下水道直放流　○し尿浄化槽
	雑排水：　●公共下水道直放流　○し尿浄化槽
● 負担金	・●不要　　○要　（○本工事　○別途　）
● 配管材料（図面特記分は除く）	・屋内汚水管：○排水・通気用耐火二層管　○ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管(ﾋﾞｯﾄ内)
	○硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管　○排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管
	・屋内雑排水管：○排水・通気用耐火二層管　○ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管(ﾋﾞｯﾄ内)
	及び通気管　○硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管　○排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管　○配管用炭素鋼鋼管(白)
	・屋 外 配 管　：○硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)　○硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VU)（樹間）　●ヒューム管
○ 満水試験継手	・図示の個所に取付ける。
○ ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝・ため桝	・○ 小口径マス（塩ビ製）　　○ コンクリート製
	・桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
	・桝蓋の表面には、「汚水」、「雑排水」等の用途を示す文字入れを行うこと。
8. 給湯設備	
○ 給湯設備概要	・○中央式　（○電気　○ガス　）　○局所式　（○電気　○ガス　）
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・○銅管（Ｍ）　○外面被覆銅管　○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
	○架橋ポリエチレン管　○ポリブテン管　○ステンレス鋼管（　　）
○ 弁類	・ＪＩＳまたはＪＶ（○５Ｋ　○１０Ｋ（図示部分））
	・口径５０Ａ以上のバルブはバタフライバルブ（本体:アルミ製 弁体:ステンレス製）とする。
○ 保温	・膨張管及びボイラーへの補給水管の保温は標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。
	給湯機器排気筒はＰＳ内についても保温を行う。（仕様は隠蔽部排気筒に準ずる）
9. 消火設備	
○ 消火設備概要	・○屋内消火栓　○スプリンクラー（○開放型　○閉鎖型　）　○泡消火　　○不活性ガス消火
	○連結送水管　○連結散水　○屋外消火栓
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・一般配管：○配管用炭素鋼鋼管（白）　○圧力配管用炭素鋼鋼管（sch-40）
	・地中配管：○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（OSGP-VS　○STPG 370 VS）
○ 保温	・屋外露出配管は保温を行う。（標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による）
	・消火用補給水槽：（○保温型　●保温不要　）
○ 消火器	・○別途工事　　○本工事

項　目	特　記　事　項
10. ガス設備	
○ ガス設備概要	・○都市ガス　　○液化石油ガス
○ 配管材料（図面特記分は除く）	・一 般 配 管：○配管用炭素鋼鋼管（白）　○合成樹脂被覆鋼管
	・地中埋設配管：○ポリエチレン管
○ 施工	・都市ガス設備はガス事業法、同施行令、同施行規則、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」、同告示、及びガス事業者の規定するガス供給規定による。
	・液化石油ガス設備は、高圧ガス保安法、同施行令、液化石油ガス保安規則、同規則関係例示基準、特定設備検査規則、同規則関係例示基準、容器保安規則、同規則関係例示基準、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同施行令、同法施行規則、同規則例示基準、「LPガス設備設置基準及び取扱要領」及び「ガス機器の設置基準及び実務指針」又は「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」の定めによる。
○ 機材	・液化石油ガス設備の場合は標準仕様書による。また都市ガス設備の場合は下記による。
	・使用材料、機材等については、ガス事業者の規定に合格又は、使用を承認された物を使用すること。
○ 塗装	・液化石油ガス設備は標準仕様書による。また都市ガス設備は下記による。
	・露出配管の塗装は、汚れ、付着物及び油類を除去し、化学処理（JIS-K-5633によるエッチングプライマー１種）を行った後、調合ペイント（合成樹脂調合ペイントJIS-K-5516の規格品）２回塗を施すこと。
	・ネジ切り部については、屋内、屋外を問わず鎖止め塗装又は、防蝕テープ半幅重ね巻とする。
○ 検査済書等	・ガス工事漏洩検査報告書を提出のこと。
11. 厨房機器設備	
○ 厨房機器設備概要	・図示による。（ただし、寸法は参考とする。）
	・熱源：○ガス（○都市ガス　○液化石油ガス）　○電気
12. し尿浄化槽設備	
○ し尿浄化槽設備概要	・形　　式：○合併槽（　　）　○小規模合併槽（　　）
	・処理対象人員：　　人槽　　m3/日
	・放 流 水 質 ：ＢＯＤ　　ppm以下
（４）その他事項	
1. 配管工事の試験について	・配管の試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。
	・給水管等の試験は下表の通り行うものとする。なお、下表に記載無き配管の試験については、監督員と協議して決定する。

試験対象部位	適　用	試験方法	試験圧力	圧力保持時間
給水管（直圧部）	新設配管	水圧	1.75MPa	60分
給水管（直圧部）	既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分
給水管（加圧部）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
揚水管（加圧部）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
給水管（高置タンク以下）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	静水頭に相当る圧力の2倍 0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分
給湯管（直結型機器の2次側）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分
給湯管（貯湯式機器の2次側）	器具取付後及び既設配管接続後	水圧	0.3MPa	60分
消火管（屋内消火栓）	新設配管及び既設配管接続後	水圧	消火ポンプ締切圧力の1.5倍	60分

・さや管工法の水圧テストはメーカー指定なき限り、0.75Mpaで60分経過後、接続部の漏水の有無を確認すること。またメーカーより圧力降下条件書を取り寄せ、圧力降下曲線により確認すること。

・給水管等の器具等接続部における漏れ試験は、器具等をすべて接続した後に水圧試験にて行うこと。試験圧力及び圧力保持時間は上表による（但し、試験圧力は0.75MPを上限とする）。

2. ガス設備支持金物参考図

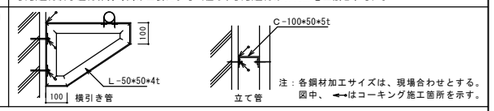

注：各鋼材加工サイズは、現場合わせとする。図中、←→はコーキング施工箇所を示す。

（５）補足事項

＜２０２５．５＞新営・改修編

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	機械設備工事　特記仕様書（２）		
Ａ３縮尺	―	Ａ１縮尺	―
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｍ／０２

原寸目盛 0 25 50 75

特　記　仕　様　書【設　備　工　事　共　通】

工事仕様書（設備工事共通）

項　目	特　記　事　項
１．石綿関連作業	
（１）事前調査	
1.アスベストに関する調査・報告・掲示	・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。
	① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者
	（平成３０年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第１号）
	②　（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者
（２）石綿含有建築材料の除去等	
1.石綿含有建築材料の除去	・石綿含有建築材料の除去等を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）「令和４年度版」第９章、「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和２年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。
2.本工事での除去等の作業が発生する石綿含有建築材料	・○保温材（配管エルボ部分）　　○ガスケット（ダクトフランジ部分） ○ケイ酸カルシウム板（１種）　　○ケイ酸カルシウム板（２種） ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板（耐火二層管等を含む） ○吹付け塗材（石綿排出作業無し）（外壁（★棟）　　） ○その他（　　） ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合については、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。
3.専門工事業者	・石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監理員に提出すること。
4.作業主任者	・石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。
5.除却作業者	・石綿障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。
6.石綿含有分析調査	・○行う　　●行わない
7.保温材（配管エルボ部分）の除去	・保温材（配管エルボ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.計画の届出 ・「大気汚染防止法」に基づく届出 ４.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 ５.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 ６.除去作業 ・配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 ７.集積、運搬、処分等 ・切断した保温材（配管エルボ共）の袋詰め（二重梱包）を行う。 ・運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 ・処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 ８.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【配管エルボ撤去詳細図】 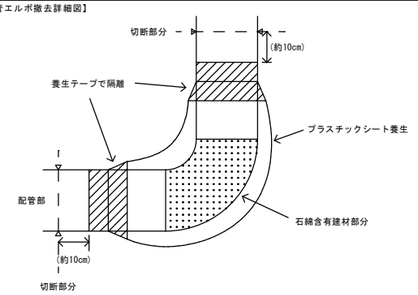 ■アスベスト含有エルボの数量については下記による。 配　管　名　称 ／ 配管サイズ ／ 数　量
8.ガスケット（ダクトフランジ部分）の除去	・ガスケット（ダクトフランジ部分）を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.飛散防止の対策等 ・外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 ・建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 ５.除去作業 ・ダクトフランジ接続部分の石綿含有ガスケットに養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ・ガスケットを破損しないように、ダクトフランジ接続部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 ・除去作業者には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 ６.集積、運搬、処分等 ・切断したダクトフランジは、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 ・切断したダクトフランジを現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、ダクトフランジの保管場所であることの表示を行うこと。 ・ダクトフランジの運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 ７.除去物の処分 ・アスベスト含有ガスケットは、関係法令に従い適切に処分すること。 ・マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。 ８.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【ガスケット（ダクトフランジ部分）撤去詳細図】 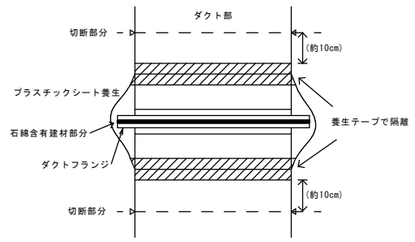 ■アスベスト含有ダクトフランジの数量については下記による。 ダ　ク　ト　名　称 ／ ダクトサイズ ／ 数　量
9.外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し	・外壁アスベスト含有部（みなし含む）に設置している機器や部材を取り外す作業手順は原則以下とする。 １.事前準備 ・石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 ２.機器等の取り外し作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・外壁と機器等が接している部分に水を噴霧（湿潤）し、取り外す。 ・取り外した部分に飛散防止剤を吹付ける。
10.外壁アスベスト含有部へのアンカー打設及びコア抜きの施工について	【アンカー打設】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのアンカー打設方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.ドリル穿孔作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 ５.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 ６.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【コア抜き】 ・外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「コア抜き」の作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・外壁アスベスト含有部へのコア抜き方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ４.削孔機固定用穴あけ作業 ・看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（ＲＬ－３・ＲＳ－３）を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 ・飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 ５.削孔機のセット ・湿式にてコア抜き作業を行う。 ６.仕上部（アスベスト含有部）のコア抜き作業 ・切削汚水の回収（切削汚水はウエス等で拭取る） ７.躯体部のコア抜き作業 ・躯体部のコア抜き後、飛散防止剤を削孔部（切断面及び周囲）に吹付ける。 ８.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、コア抜き部分、養生シート、仕上部コア抜き作業時の切削汚水を含んだウエス、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 ９.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
11.アスベスト含有成形板等の削孔	・やむを得ずアスベスト含有成形板を削孔する場合の削孔作業手順は原則以下とする。 １.事前調査 ・設計図書等の資料、目視による調査の実施 ・事前調査結果の書面の作成 ・事前調査結果の発注者への説明 ・事前調査結果の掲示 ２.施工要領書の提出 ・石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 ３.計画の届出（けい酸カルシウム板２種を削孔する場合） ・「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」に基づく届出 ４.石綿作業主任者の選任等 ・受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 ・受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 ・受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 ５.削孔作業 ・看板（立入禁止）を設置する。 ・作業者は呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着等を着用する。 ・床に養生シートを設置する。 （けい酸カルシウム板１種を削孔する場合については、作業場所をビニールシート等で隔離する。） （けい酸カルシウム板２種を削孔する場合については、集塵排気装置を設置し、作業場所を負圧隔離を行う。（作業前に集塵排気装置の点検・負圧の点検を実施する。）） ・粉じん吸込装置付ドリル（ＨＥＰＡフィルター付）を使用する。 ・削孔部の成形板に水を噴霧（湿潤）し、削孔する。 ・飛散防止剤を削孔部に吹付ける。 ６.石綿処理 ・粉じん、ＨＥＰＡフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 ・けい酸カルシウム板２種については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託し、処理を行う。その他の石綿含有建築材料については、石綿含有廃棄物として処理を行うこと。 ７.施工記録・報告 ・工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 ８.施工記録の保存 ・作業計画に基づく作業実施状況の記録及び従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、３年間保存すること。

＜２０２５．５＞新営・改修編

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	設備工事共通　特記仕様書		
Ａ３縮尺	―	Ａ１縮尺	―
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｍ／０３

原寸図 0 25 50 75

工事場所：堺市堺区協和町５丁４８１番地１

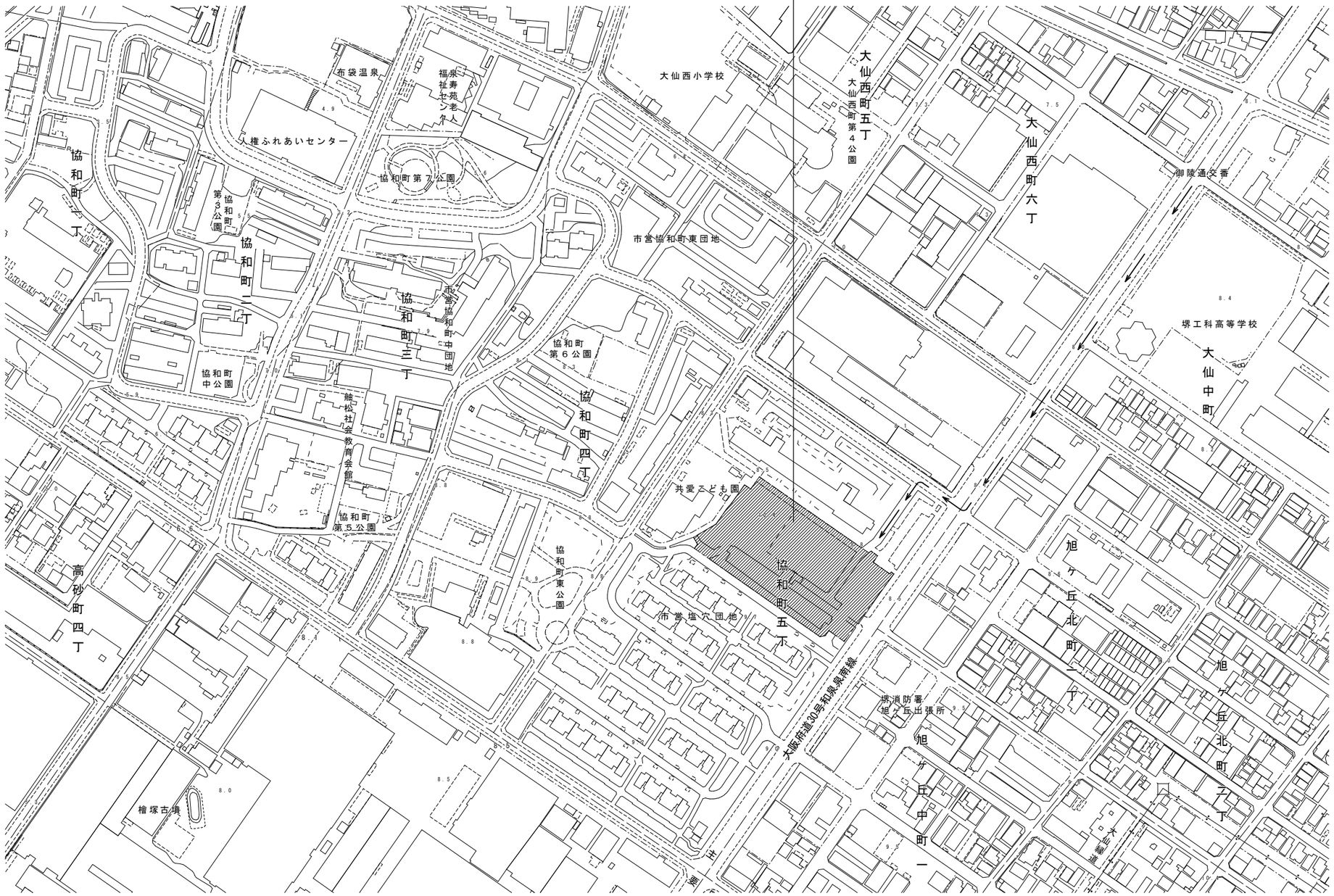

付近見取図　　S:1/1500

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	付近見取図		
Ａ３縮尺	１／３０００	Ａ１縮尺	１／１５００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｍ／０４

原寸図　0　25　50　75

凡 例		※記載なき管種は以下の通り　※実線配管、器具類はすべてAMにて撤去
——— - ———	給水管	硬質塩ビライニング鋼管（VLP）
———C———	汚水・雑排水管（屋外排水）	ヒューム管（HP）
- - - - - - - -		既存配管類を示す（存置）
★ ‖		配管切断位置を示す

引き込み部　凡 例（撤去）		個数	個数
——⊗——	ＧＶ７５　撤去	2	
M	量水器７５Ａ　返納	1	量水器ＢＯＸ撤去
DIP75	水道用遠心力ダクタイル鋳鉄管７５Ａ（DIP）撤去		
★ ‖	７５Ａ　配管切断	1	

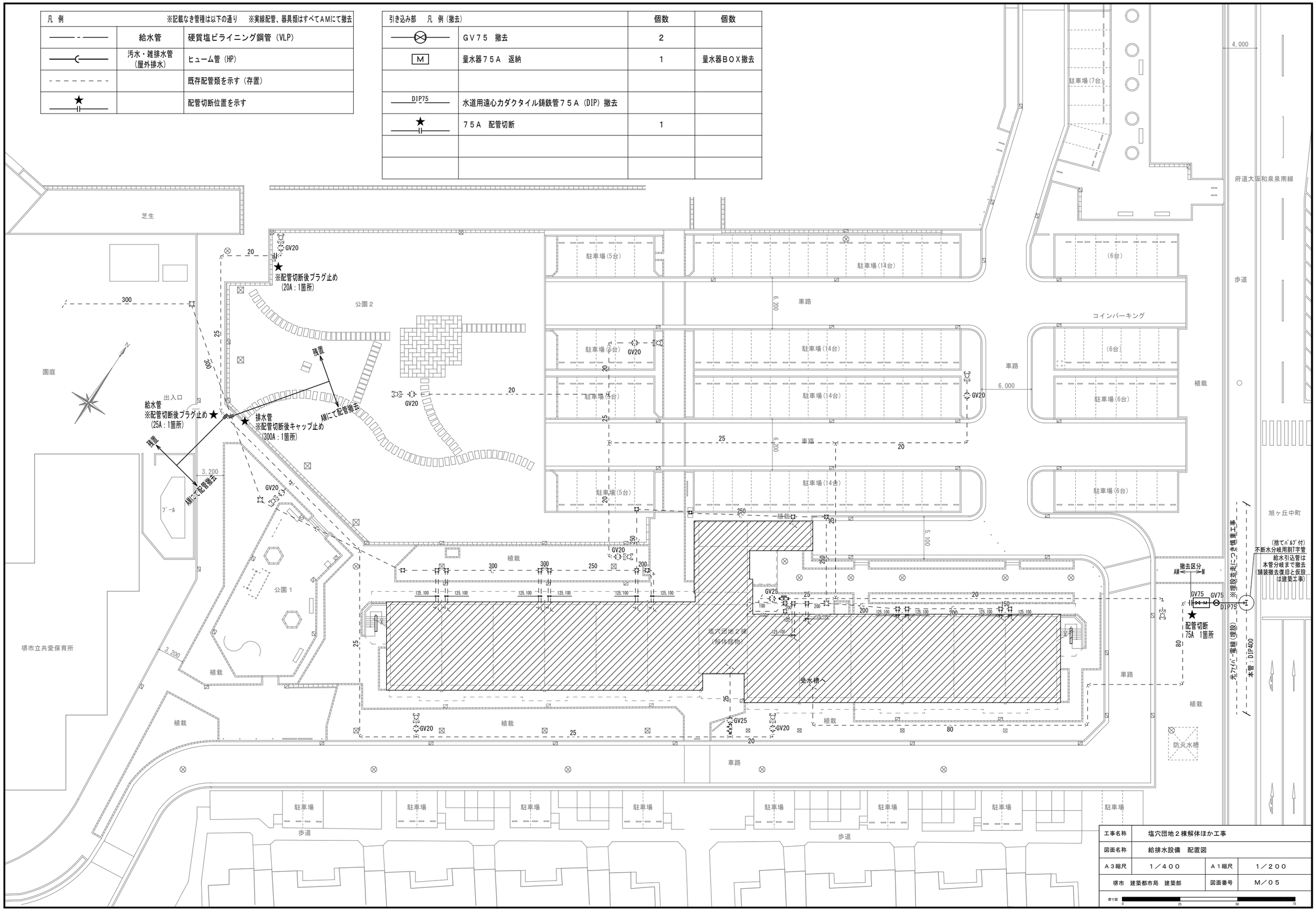

工事名称	塩穴団地２棟解体ほか工事		
図面名称	給排水設備　配置図		
Ａ３縮尺	１／４００	Ａ１縮尺	１／２００
堺市　建築都市局　建築部		図面番号	Ｍ／０５

原寸図　0　25　50　75